

情報公開・個人情報保護制度施行状況報告書

(平成 22 年度)

春日井市

目 次

第 1	制度のあらまし	1
第 2	情報公開制度の施行状況	8
第 3	個人情報保護制度の施行状況	13
第 4	情報提供制度の施行状況	14
第 5	会議公開制度の施行状況	15
資料 1	平成 22 年度情報公開実施状況一覧表	16
資料 2	平成 22 年度個人情報保護実施状況一覧表	34
資料 3	平成 22 年度会議公開実施状況一覧表	35
資料 4	平成 22 年度情報公開・個人情報保護審査会答申	38

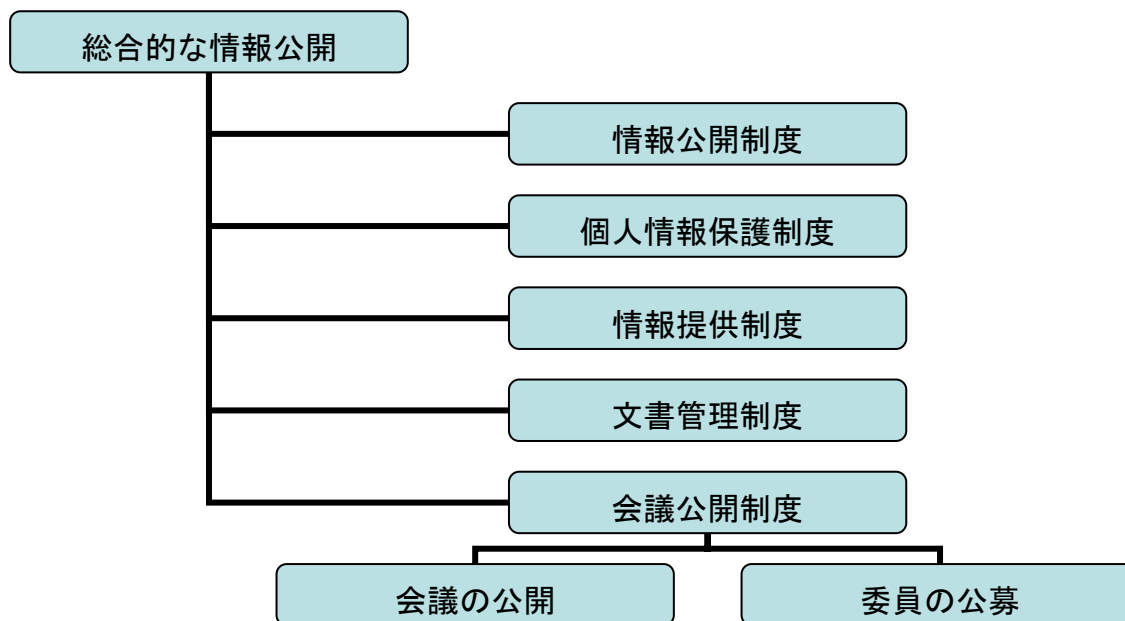
第1 制度のあらまし

本市では、春日井市情報公開条例に基づき、市民の行政への参画の促進と開かれた市政の実現をめざして、総合的な情報公開の推進に努めています。

総合的な情報公開の推進とは、公文書の開示を行うだけでなく、情報提供、会議公開等を整備充実することにより市が保有する情報の公開を総合的に進めていくもので、おおむね次の制度があげられます。

- (1) 情報公開制度 市民からの開示請求に応じて公文書の開示を行う制度
- (2) 個人情報保護制度 自分の情報を確認する権利や適正な個人情報の取扱いを定める制度
- (3) 情報提供制度 市政に関する情報を積極的に市民に提供する制度
- (4) 文書管理制度 文書管理システム等により適正な文書の管理を行う制度
- (5) 会議公開制度 会議の公開や公募による委員の選出を実施する制度

【総合的な情報公開のイメージ】



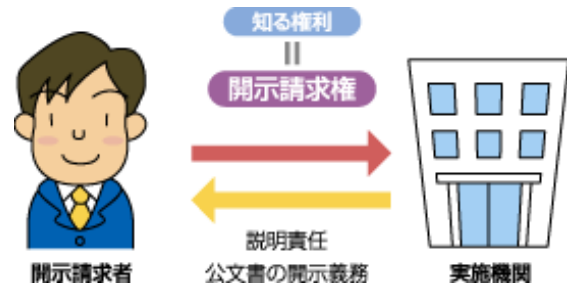
1 情報公開制度

本市では、春日井市情報公開条例を平成12年9月29日に公布し、平成13年4月1日から施行しています。

情報公開制度とは、市民等からの請求により、公文書を公開する制度です。

条例の概要は、次のとおりです。

【情報公開制度のイメージ】



(1) 目的

市民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、総合的な情報公開を推進します。

また、市の行政運営の公開性の向上と公正の確保を図ることにより、行政活動を市民に説明する責任を果たし、市民の行政への参画の促進と開かれた市政の実現をめざしています。

(2) 実施機関

情報公開を実施する機関は、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び議会です。

(3) 対象文書

対象となる公文書は、実施機関の職員が平成13年4月1日（施行日）以後に職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録で、職員が組織的に用いるものとして、保有しているものです。また、施行日前の公文書も申出があれば、応じていきます。

(4) 請求できる方

市内に在住、在勤又は在学の方、市内に事務所又は事業所がある法人その他の団体、市と具体的利害関係がある方や法人その他の団体の方が請求できます。また、上記以外の人からも申出があれば、応じていきます。

(5) 公文書の開示義務

公文書は原則公開ですが、条例第 7 条の各号に掲げる不開示情報に該当する次の場合には不開示となります。

法令秘情報 (1号)	法令や条例で不開示とされている情報
個人情報 (2号)	個人識別情報、個人の正当な権利利益を害するおそれがある情報
法人情報 (3号)	法人などの正当な利益を害するおそれがある情報など
公共安全情報 (4号)	犯罪の予防など公共の安全を害するおそれがある情報
国等協力関係情報(5号)	犯罪の予防など公共の安全を害するおそれがある情報
審議検討情報 (6号)	審議検討等の情報で特定の者に利益を与えるおそれがあるものなど
事務事業情報 (7号)	事務・事業の情報で適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

(6) 開示請求の手続

- ア 開示の決定等は、原則、請求があった日から起算して 15 日以内に行います。
- イ 公文書に第三者に関する情報が記載されているときは、この第三者に意見書を提出する機会を付与できます。

(7) 不服申立て

開示決定等に不満があるときは、実施機関に対して不服申立てをすることができます。実施機関は、第三者機関である情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して裁決又は決定を行います。

(8) その他

- ア 公文書の検索資料を作成し、情報公開の受付窓口に設置します。
- イ 市が一定の出資をしている法人等に対し、この条例の趣旨に基づき出資法人等が保有する情報を公開するよう協力を要請します。

2 個人情報保護制度

本市では、春日井市個人情報保護条例を平成 14 年 9 月 30 日に公布し、平成 15 年 4 月 1 日から施行しています。

個人情報保護制度とは、個人の人格尊重の理念に基づき、プライバシーを始めとする個人の権利利益の保護を図るため、自分の個人情報の内容を確認する権利や個人情報の適正な取扱いの基本原則などを定める制度です。

条例の概要は、次のとおりです。

(1) 目的

ア 個人の権利・利益の保護

個人の人格尊重の理念に基づき、プライバシーを始めとする個人の権利・利益の保護を図ること。

イ 個人情報の適正な取扱いの確立

本人取得の原則、利用・提供の制限、安全確保など個人情報の適正な取扱いの基本原則を定めること。

ウ 自分の情報を確認する権利の保障

自分の個人情報の公開、訂正、利用の停止などを求めることができる権利を保障すること。

(2) 個人情報の定義

個人に関する情報で、氏名、生年月日その他の記述などにより特定の個人を識別することができるものです。

(例) 氏名、住所、電話番号、メールアドレス、生年月日、職業、役職、収入、財産、口座情報、成績、健康状態、信教、趣味、意見や苦情内容、など

(3) 個人情報の適正な取扱いの基本原則

ア 保有の制限

個人情報は、必要な場合に限り、利用目的を特定して取り扱います。

イ 適正で適法な方法による取得

個人情報は、適正で公正な手段で取得します。

ウ 本人取得の原則

個人情報は、原則として本人から取得します。

エ 利用目的の明示

個人情報の利用目的を明らかにします。

オ 思想・信条などに関する情報の取得の制限

思想、信条、信教に関する個人情報や社会的差別の原因となるおそれのある個人情報は、原則として取得しません。

カ 正確性確保

市が持っている個人情報が事実と合致するよう努めます。

キ 安全確保

個人情報の漏えい、き損の防止など適正な管理をします。

ク 利用・提供の制限

個人情報の利用・提供は、一定の制限をします。

ケ 受領者に対する措置要求

個人情報を提供する場合は、利用制限や安全措置を求めます。

コ 高度情報通信ネットワークによる提供の制限

インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて個人情報を提供するときには、必要な保護措置をとります。

(4) 開示、訂正及び利用停止請求

ア 個人情報の本人開示

市が保有している個人情報について、本人開示の請求ができます。

なお、未成年者又は成年被後見人の法定代理人は本人に代わって、死者の遺族などは一定の死者に関する情報について開示請求することができます。

イ 個人情報の訂正等

開示を受けた自分の個人情報が事実でないときは、事実とその根拠を示して、その個人情報の訂正、追加、削除の請求をすることができます。

ウ 個人情報の利用停止等

開示を受けた自分の個人情報が適法に取り扱われていないことを理由として、利用の停止、消去、提供の停止の請求をすることができます。

(5) 罰則

ア 実施機関の職員等が、正当な理由なく、電子計算機処理に係る個人情報ファイルを提供した場合、処罰されます。

イ 実施機関の職員等が、保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用した場合、処罰されます。

ウ 実施機関の職員がその職権を濫用し、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した場合、処罰されます。

エ 開示請求権の適正な行使を担保するため、偽りその他不正の手段により保有個人情報の開示を受けた者に対し、過料を科します。

(6) 民間事業者に対する規制

民間事業者の個人情報の取扱いについて苦情があったときは、市から民間事業者に対し、必要に応じて説明・資料の提出を求め、助言・勧告を行うことができます。

3 総合的な情報公開の推進のための関連制度

(1) 情報提供制度

春日井市情報提供の推進に関する指針を定め、市政に関する情報を積極的に市民に提供するように努めています。

指針では、市政運営の基本方針に関する事項、環境、福祉、健康、防災、教育その他市民生活に密接な関係がある事項など 13 項目について提供すべき事項を定めています。

市役所 2 階の情報コーナーでは、予算・決算書、統計資料、交際費、旅費、食糧費の一覧、審議会の議事録、計画書、報告書などの行政資料の閲覧をすることができます。

(2) 文書管理制度

文書管理制度は、情報公開制度の円滑な運用を図るため、車の両輪にあたる重要な制度です。本市では文書管理システムを導入するとともに、春日井市文書取扱規程に基づき、適正な文書の管理に努めています。

市民の方がどのような文書があるか明らかにするため、全てのファイル名と文書件名を記載した文書目録を一般の閲覧に供しています。

(3) 会議公開制度

春日井市附属機関等の設置等に関する要綱を定め、公募による委員の選出に努めるとともに、附属機関などの会議を原則公開とし、公正で透明性のある市政の推進を図ります。

公開の会議は、広報、ホームページで周知し、どなたでも傍聴いただけます。



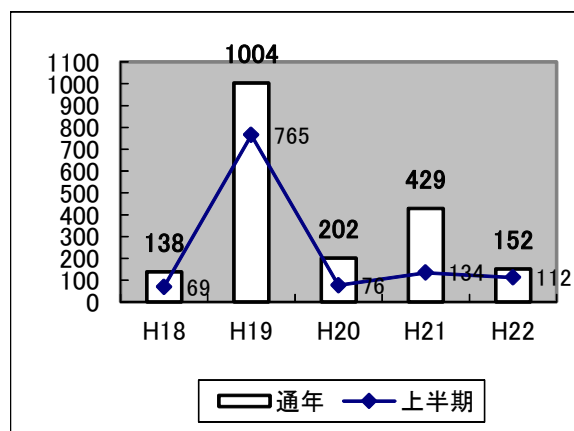
第2 情報公開制度の施行状況

1 開示請求件数

平成22年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の公文書の開示請求の件数は、152件（請求115件、申出37件）です。

平成22年度は前年度と比較して277件減少しています。

図1 本市の請求件数の推移



2 国、地方公共団体

(1) 国、主な都府県

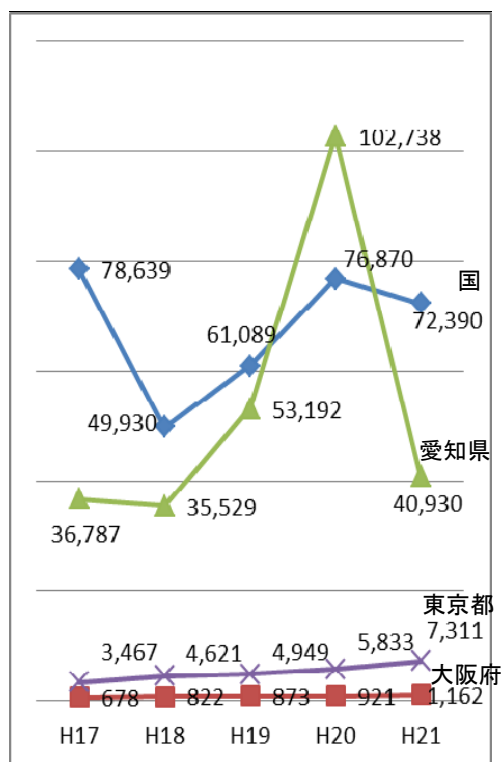
国と主な都府県における平成17年～21年度の開示請求の件数の推移は、図2のとおりです。

平成21年度については、愛知県の請求件数が前年度の半分以下となっています。

	H17	H18	H19	H20	H21
国	78,639	49,930	61,089	76,870	72,390
大阪府	678	822	873	921	1,162
愛知県	36,787	35,529	53,192	102,738	40,930
東京都	3,467	4,621	4,949	5,833	7,311

（備考）平成22年度の状況は、まだ公表されていないため、平成21年度までの状況とした。

図2 国等の請求件数の推移

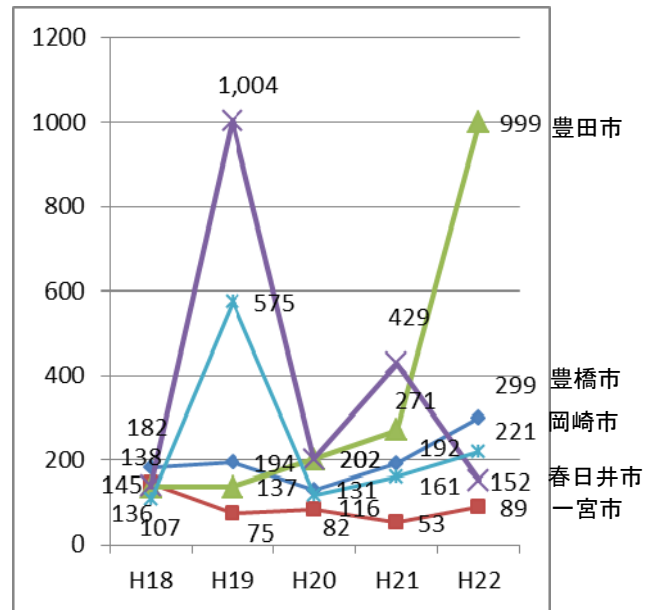


(2) 愛知県内の主な市

県内の主な市における平成 18 年～22 年度の開示請求の件数の推移は、図 3 のとおりです。

	H18	H19	H20	H21	H22
豊橋市	182	194	131	192	299
一宮市	145	75	82	53	89
豊田市	136	137	202	271	999
春日井市	138	1,004	202	429	152
岡崎市	107	575	116	161	221

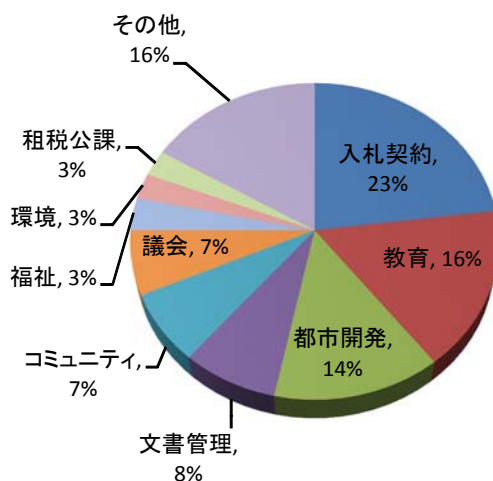
図 3 県内市の請求件数の推移



3 開示請求の内容別件数

平成 22 年度の開示請求を内容別にみると、入札契約、教育、都市開発に関する請求が多くなっています。

図 4 内容別割合



内容	件数
入札契約に関すること	35
教育に関すること	25
都市開発に関すること	21
文書管理に関すること	12
コミュニティに関すること	11
議会に関すること	10
福祉に関すること	5
環境に関すること	4
租税公課に関すること	4
その他	25
計	152

4 開示請求の内容別件数の推移

平成 18 年～22 年度の請求内容の上位 3 をみると、教育分野に関する請求が最も多く、全体の約 7 割近くを占めています。

年度	1	2	3
H18	教育 (58 件、42%)	都市開発 (23 件、17%)	入札契約 (18 件、13%)
H19	教育 (924 件、92%)	都市開発 (21 件、2%)	入札契約 (11 件、1%)
H20	教育 (123 件、61%)	入札契約 (43 件、21%)	都市開発 (15 件、7%)
H21	会議録 (303 件、74%)	入札契約 (31 件、8%)	コミュニティ (28 件、7%)
H22	入札契約 (35 件、23%)	教育 (25 件、16%)	都市開発 (21 件、14%)

5 部局別請求件数の推移

平成 18 年～22 年度の部局別の上位 3 をみると、教育委員会に対する請求が最も多く、全体の約 9 割を占めています。

年度	1	2	3
H18	教育委員会 (72 件、52%)	建設部 (26 件、19%)	総務部 (15 件、11%)
H19	教育委員会 (926 件、92%)	建設部 (23 件、2%)	市民経済部 (13 件、1%)
H20	教育委員会 (137 件、68%)	建設部 (15 件、7%)	総務部 (11 件、5%)
H21	教育委員会 (328 件、76%)	市民生活部 (31 件、7%)	まちづくり推進部 (23 件、5%)
H22	教育委員会 (43 件、28%)	まちづくり推進部 (20 件、13%)	総務部 (13 件、8%)

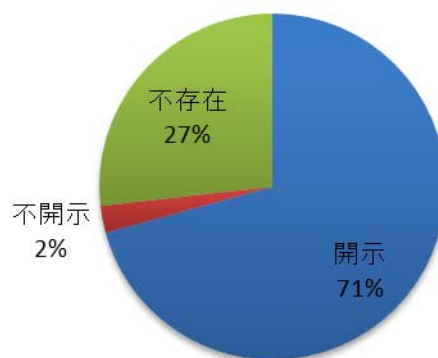
6 開示決定等の件数

平成 22 年度の開示決定等の件数は、次のとおりです。

処理区分	件数
開示	140
(うち全部開示)	64
(うち一部開示)	76
不開示	5
不存在	53

※取下げ 1 件

図 5 公開率



$$\text{公開率} = \frac{\text{開示}}{\text{開示} + \text{不開示} + \text{不存在}} \times 100$$

7 開示決定等の件数の推移

平成18年～22年度の
開示決定等の件数の
推移は、右表のとおり
で、平成22年度は、
過去5年間で公開率が
もっとも高くなってい
ます。

年度	請求 件数	処 理 状 況					公開率
		全部 開示	一部 開示	不開示	不存在	取下げ	
H18	138	32	44	46	23	9	52%
H19	765	47	44	919	15	6	9%
H20	202	43	56	95	17	3	47%
H21	429	64	61	294	48	2	27%
H22	152	64	76	5	53	1	71%

(備考) 請求件数と決定件数が異なるのは、1つの請求で2種類の決定等があることによります。

8 部局別の処理状況

平成22年度における部局別の請求件数及び処理状況は、次のとおりです。

部局名	請求 件数	処理区分					公開率
		全部開示	一部開示	不開示	不存在	取下げ	
教育委員会	43	18	21	3	12	1	72%
まちづくり推進部	20	8	9	0	6	0	74%
総務部	13	5	5	0	5	0	67%
議会事務局	11	5	5	0	3	0	77%
建設部	11	3	8	0	1	0	92%
市民生活部	8	12	6	0	9	0	67%
財政部	8	0	1	2	5	0	13%
会計管理者	6	0	5	0	1	0	83%
企画政策部	6	3	1	0	3	0	57%
健康福祉部	6	1	3	0	2	0	67%
産業部	5	0	3	0	2	0	60%
青少年子ども部	3	3	3	0	1	0	86%
環境部	3	1	3	0	1	0	80%
文化スポーツ部	2	1	1	0	1	0	67%
上下水道部	2	2	0	0	0	0	100%
消防本部	2	1	1	0	0	0	100%
監査事務局	2	1	0	0	1	0	50%
市民病院	1	0	1	0	0	0	100%
合計	152	64	76	5	53	1	71%

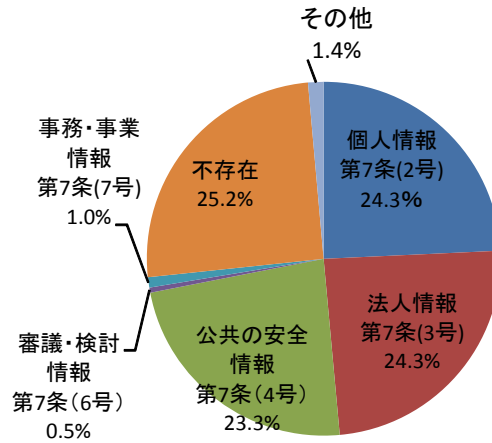
(備考) 請求件数と決定件数が異なるのは、1つの請求で2種類の決定等があることによります。

9 不開示情報の理由

不開示とした理由は、図6のとおりです。

不開示情報	件数
個人情報 第7条(2号)	51
法人情報 第7条(3号)	51
公共の安全情報 第7条(4号)	49
審議・検討情報 第7条(6号)	1
事務・事業情報 第7条(7号)	2
不存在	53
他方優先	2
条例施行前の文書であるため対象外	1
計	210

図6 不開示情報割合



(備考) 号数は、春日井市情報公開条例第7条の各号を指しています。(3頁参照)

10 不服申立て・審査会答申の状況

平成18年～22年度の不服申立て・審査会答申状況は、下表のとおりです。

平成22年度は、市長に対して1件、教育委員会に対して4件、議長に対して1件の不服申立てがありました。

答申の詳細は、38ページ以降及び市のホームページをご覧ください。

年度	不服申立て件数	諮問された件数	諮問されなかった件数	処理					未処理 審議中
				決定				取下げ	
				棄却	認容	一部認容	その他		
H18	1	1	0	1	0	0	0	0	0
H19	3	3	0	1	0	1	0	1	0
H20	2	2	0	1	1	0	0	0	0
H21	3	3	0	0	2	1	0	0	0
H22	6	6	0	4	0	0	0	2	0

第3 個人情報保護制度の施行状況

1 開示等請求件数

平成18年度～22年度の開示等請求の状況は右表のとおりです。

平成22年度の本人開示請求件数は10件で、訂正請求、利用停止請求はありませんでした。

年度	開示	訂正	利用停止	合計
H18	22	1	0	23
H19	16	0	0	16
H20	12	0	0	12
H21	27	0	0	27
H22	10	0	0	10

2 開示決定等

平成18年～22年度の開示決定等の状況は、下表のとおりです。

年度	請求件数	処 理 状 況					
		全部開示	一部開示	不開示	不存在	不訂正	訂正却下
H18	23	13	8	0	4	1	0
H19	16	8	5	0	3	0	0
H20	12	8	3	0	2	0	0
H21	27	6	12	0	13	0	0
H22	10	4	3	0	4	0	0

(備考) 請求件数と決定件数が異なるのは、1つの請求で2種類の決定等があることによります。

3 不服申立て・審査会答申の状況

平成18年度～22年度の不服申立て及び審査会答申の状況は、下表のとおりです。

平成22年度は、不服申立てはありませんでした。

年度	不服申立て件数	諮問された件数	諮問されなかった件数	処 理					未処理	
				決 定				取下げ	審議中	
				棄却	認容	一部認容	その他			
H18	3	2	1	0	1	0	0	1	0	
H19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
H20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
H21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
H22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

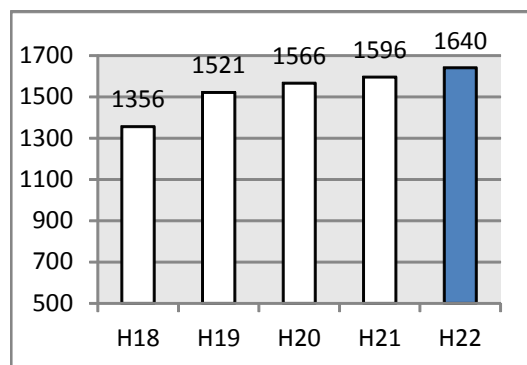
第4 情報提供制度の施行状況

1 行政資料の登録件数

市がとりまとめる統計書、報告書等の各種行政資料を市民の皆さんが閲覧できるように市役所2階の情報コーナーに配置しています。

平成18年～22年度の行政資料の登録件数の推移は、図7のとおりです。

図7 行政資料の登録件数の推移



【部局別の登録状況】

部局名	件数
総務部	294
教育委員会	259
企画政策部	185
健康福祉部	162
環境部	120
市民生活部	116
議会事務局	155
文化スポーツ部	83
まちづくり推進部	94
青少年子ども部	68
上下水道部	26
建設部	14
財政部	18
産業部	15
監査事務局	14
消防本部	4
市民病院（事務局）	13

2 部局別の登録状況

平成22年度の部局別の登録状況は、右表のとおりです。

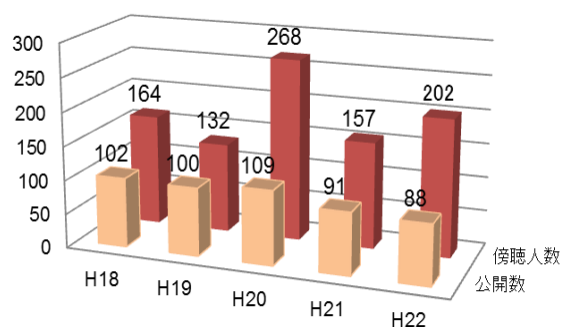
行政資料の一覧は、ホームページをご覧ください。

第5 会議公開制度の施行状況

1 会議公開の実施状況

平成18年～22年度に公開（一部公開を含む）で行われた延べ会議数、傍聴人数の推移は、図8のとおりです。

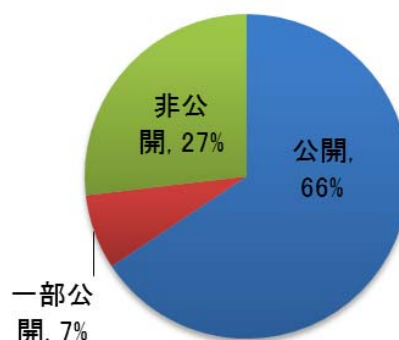
図8 公開数・傍聴人数の推移



2 公開・非公開の決定状況

平成22年度における会議の公開・非公開の決定状況は、71の附属機関等のうち公開44、一部公開5、非公開18、未決定4です。決定を行った会議のうち、公開率（一部公開を含む。）は、73%です。

図9 公開・非公開の決定状況



3 非公開の理由

非公開の主な理由は、個人情報を扱うため（表彰審査委員会、障がい程度区分判定審査会、介護認定審査会（合議体）、建築審査会等）、法令又は条例の規定により、会議が非公開とされているため（情報公開・個人情報保護審査会）等となっています。

資料1 平成22年度情報公開実施状況一覧表

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項 (請求の内容)	公文書の名称	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
1	4月2日	請求	建設部 公園緑地課	平成22年度公園便所清掃管理委託業務に関する ①設計書 ②施行伺 ③決議書 ④契約書	平成22年度公園便所清掃管理委託業務に関する ①設計書 ②施行伺 ③支出負担行為決議書 ④委託契約書	4月14日	一部開示	法人代表者の印影	条例第7条第3号に該当	印影は、法人等の内部情報及び犯罪予防のため	
2	4月2日	請求	市民病院 事務局管理課	平成22年3月18日入札の複写機の賃貸借 救急部 総合受付 入札仕様書 設置の商品名 1ヶ月の設置使用枚数の分かる書類の開示請求を致します	平成22年度複合機(救急部・総合受付)の賃貸借契約書	4月15日	一部開示	法人代表者の印影	条例第7条第3号に該当	法人の取引上、金融上の内部情報であり、法人の正当な権利利益を害するおそれがあるため	
3	4月2日	請求	建設部 道路課	平成22年3月18日入札の複写機の賃貸借 春日井市建設部道路課 入札仕様書 設置の商品名 1ヶ月の設定使用枚数の分かる書類の開示請求を致します	1 複写機賃貸借仕様書 2 賃貸借契約書 (平成22年3月18日入札執行)	4月15日	一部開示	法人代表者の印影	条例第7条第3号及び第4号該当	法人の内部管理情報の保護及び犯罪予防のため	
4	4月2日	請求	教育委員会 野外教育センター	平成22年3月18日入札の複写機賃貸借 春日井市少年自然の家 入札仕様書 設置の商品名 1ヶ月の設定使用枚数の分かる書類の開示請求を致します	平成22年3月18日付複写機の賃貸借(春日井市少年自然の家)の入札に関する複写機仕様書及び賃貸借契約書	4月30日	一部開示	代表者の印影	条例第7条第3号及び第4号該当	法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため及び犯罪予防のため。	延長
5	4月2日	請求	教育委員会 文化財課	平成22年3月18日入札の複写機の賃貸借 教育委員会文化財課 入札仕様書 設置の商品名 1ヶ月の設定使用枚数の分かる書類の開示請求を致します	平成22年3月18日付複写機の賃貸借(教育委員会 文化財課)の入札に関する複写機仕様書及び賃貸借契約書	4月28日	一部開示	法人及び代表者の印影	条例第7条第3号及び第4号該当	法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため及び犯罪予防のため。	延長
6	4月2日	請求	教育委員会 教育総務課	平成22年3月18日入札の複写機の賃貸借 春日井小学校始め4校 入札仕様書 設置の商品名 1ヶ月の設定使用合計枚数の分かる書類の開示請求を致します	平成22年3月18日付複写機の賃貸借(春日井小学校始め4校)の入札に関する複写機仕様書及び賃貸借契約書	4月30日	一部開示	法人及び代表者の印影	条例第7条第3号及び第4号該当	法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため及び犯罪予防のため。	延長
7	4月5日	申出	企画政策部 企画課	平成12年以前、春日井市が委託した国勢調査のとりまとめ主体が(1)専一的に地縁組織 (2)地縁組織と募集調査員が混在(3)専一的に募集調査員による対象年度と同調査票回収率を明らかにする公文書	春日井市が受託した国勢調査のとりまとめ主体が、(1)専一的に地縁組織、(2)地縁組織と募集調査員が混在、(3)専一的に募集調査員別による対象年度と同調査票回収率を明らかにする公文書	4月16日	不開示 (不存在)	—	不存在	春日井市における国勢調査実施では、自治会・町内会等の地縁組織に調査依頼をしていないため。また、平成7年以前の調査分については、文書の保存期間を超過しており、当該文書は廃棄されているため。	

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容)	公文書の名称	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考				
8	4月5日	請求	市民生活部 市民活動推進課	1.本項は区町内会助成金交付要綱が改定されている場合、改訂されていない場合は、請求を撤回する。 (1)直近の最新の区町内会助成金交付要綱 (2)改訂部分が補助金の1所帯あたりの基礎額であった場合は、前年度実績比で新たに税金を投入しなければいけない増加額 (3)現下の物価、人件費の低止まりをみれば春日井市の財政状況に照らし、(2)の増額を市民が納得する理由を明らかにした財政課への予算説明を必要とするが、それらを明らかにする書面(「春日井市に長年貢献している市民から現下の経済状況からすれば市長選に大膽したい税金の投与」という強い批判が出ているため、それらを払拭する合理的な理由を開示する必要がある。) (4)区町内会助成金交付要綱の加入1所帯あたりの助成金額を増額決定した場合は、その際の決済書もしくは稟議書もしくはそれらに準ずる公文書(「春日井市市民活動推進課」) (5)上記増額が仮に新聞報道されて以降に市民活動推進課に対してその賛否を一般市民が意見した件数及びその要旨(市長へのホットラインへの投稿も含む)を記載した電話受発信記録(「意見の要旨は、端的に賛成、反対、どちらとも言えない程度で足りる」) 2.「市町内会活性化研究委員会」全構成委員に対し、春日井市が委嘱した任命書もしくはそれに準ずる公文書(各委員個人名は求めない)	春日井市区町内会助成金交付要綱 ・歳出予算見積総括表 ・歳出予算見積書 春日井市区町内会助成金交付要綱の一部改正について(伺) 上記増額が仮に新聞報道されて以降に市民活動推進課に対してその賛否を一般市民が意見した件数及びその要旨(市長へのホットラインへの投稿も含む)を記載した電話受発信記録(「意見の要旨は、端的に賛成、反対、どちらとも言えない程度で足りる」) 上記の内容は次のとおり (区町内会助成金交付要綱の加入1所帯あたりの助成金額を増額決定した場合は、その際の決済書もしくは稟議書もしくはそれらに準ずる公文書(「春日井市市民活動推進課」))	4月19日	全部開示		不存在	請求に係る電話受発信記録を作成していない。また、請求に係るホットラインは存在していないため。					
				4.区・町内会・自治会助成金要綱に定める加入1所帯あたりの値上げ予定額の報道発表にかかる報道機関宛の春日井市取材依頼書(記者発表、記者レクチャー、資料提供もしくは春日井市取材依頼書によらない場合は、説明・提供者日時・説明・提供者、説明・提供内容を明らかにする公文書)もしくはそれらに準ずる公文書	区・町内会・自治会助成金交付要綱に定める加入1所帯あたりの値上げ予定額の報道発表にかかる報道機関宛の春日井市取材依頼書(記者発表、記者レクチャー、資料提供もしくは春日井市取材依頼書によらない場合は、説明・提供者日時・説明・提供者、説明・提供内容を明らかにする公文書)もしくはそれらに準ずる公文書	4月19日	不開示(不存在)	—	不存在	請求に係る公文書を作成していないため。					
				5.区・町内会・自治会助成金要綱に定める加入1所帯あたりの値上げ額を含む新年度予算を3月予算議会承認を得るため春日井市市議会議員各会派に担当部局が事前レクチャーした時期(始期と終期)、レクチャー者を明らかにする公文書	区・町内会・自治会助成金交付要綱に定める加入1所帯あたりの値上げ額を含む新年度予算を3月予算議会承認を得るため春日井市市議会議員各会派に担当部局が事前レクチャーした時期(始期と終期)、レクチャー者を明らかにする公文書	4月19日	不開示(不存在)	—	不存在	請求に係る公文書を作成していないため。					
				7.平成21年7月に市民活動推進課が、UR賃貸対象4自治会に対して行った面談時の面談内容にかかる磁気記録媒体(開示方法:視聴)	平成21年7月に市民活動推進課が、UR賃貸対象4自治会に対して行った面談時の面談内容にかかる磁気記録媒体(開示方法:視聴)	4月19日	不開示(不存在)	—	不存在	面談時に行った録音は、面談記録を作成するために備忘的に行ったものであって、当該面談記録を作成した後、他の事務で同様に録音するに際して消去しており、保有していないため。					
				8.春日井市市民活動推進課作成にかかる全公文書の、編集年度、文書名、保管期限を明らかにする文書目録もしくはそれらに準ずる公文書(「春日井市市民活動推進課」)	平成19年度文書一覧 平成20年度文書一覧 平成21年度文書一覧 平成22年度文書一覧	4月19日	全部開示								
				9.「春日井市町内会活性化研究委員会報告」(平成21年8月)にかかる区・町内会・自治会・自治会アンケート結果及び補助金に関するアンケート結果	区・町内会・自治会に関するアンケート結果 区・町内会・自治会等への補助金に関するアンケート結果	4月19日	全部開示								
				14.盆踊り大会への補助を廃止した際の決済書、伺いもしくは稟議書もしくはそれらに準ずる公文書(「春日井市市民活動推進課」)	春日井市コミュニティ盆踊り補助金交付要綱の廃止について(伺)	4月19日	全部開示								
				16.市民活動推進課が昨年11月末日頃までに財政課に提出した区・町内会助成金の増額理由と増額に伴う予算額等を明らかにした予算関係文書	・歳出予算見積総括表 ・歳出予算見積書	4月19日	全部開示								
				17.20春市活第1242号にかかる「町内会費等に関するアンケート」結果(全通)	町内会費等に関するアンケート	4月19日	一部開示	アンケート回答者の印影	条例第7条第2号及び第4号に該当	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため及び犯罪予防のため。					
				9	4月5日	請求	市民生活部 市民活動支援センター	3.春日井市市民協働フェスタ事業にかかる過年度(過去1年間)のコロナ・フェスタ計画書及び予算書及び過去5年間の補助金の件数と補助額を明らかにする公文書	春日井市市民協働フェスタ事業にかかる過年度(過去1年間)のコロナ・フェスタ計画書及び予算書及び過去5年間の補助金の件数と補助額を明らかにする公文書	4月16日	不開示(不存在)	—	不存在	春日井市市民協働フェスタ事業は、平成22年度からの新規事業であり、開示請求に係る公文書は作成・取得していないため。	
				10	4月5日	請求	企画政策部 広報広聴課	3.報道機関宛の春日井市取材依頼書中、「予算・経費等」の項の記載内容、記載制限事項を定める統一取扱い基準を明記した公文書もしくはそれらに準じた公文書	報道機関宛の春日井市取材依頼中、「予算・経費等」の項の記載内容、記載制限事項を定める統一取扱い基準を明記した公文書もしくはそれらに準じた公文書	4月8日	不開示(不存在)	—	不存在	報道機関宛の取材依頼書において、「予算・経費等」の項の記載内容、記載制限事項を定める統一取扱い基準を定めていないため、当該文書は作成していない。	

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容)	公文書の名称	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
11	4月5日	請求	企画政策部 企画課	6.国の委託を受けて実施される過去数次の国勢調査において、同調査票のとりまとめ主体を春日井市全行政区とも地縁組織(区・町内会・自治会)に専一的に依頼していた国勢調査年度と、同地縁組織と募集調査員が混在してとりまとめた国勢調査年度と、専一的に募集調査員がとりまとめた国勢調査年度及び各年度の全対象年度ごとの同調査票回収率を明らかにする公文書	国の委託を受けて実施される過去数次の国勢調査において、同調査票のとりまとめ主体を春日井市全行政区とも地縁組織(区・町内会・自治会)に専一的に依頼していた国勢調査年度と、同地縁組織と募集調査員が混在してとりまとめた国勢調査年度と、専一的に募集調査員がとりまとめた国勢調査年度	4月16日	不開示 (不存在)	—	不存在	春日井市における国勢調査実施では、自治会・町内会等の地縁組織に調査依頼をしていないため。	
					国勢調査調査票を明らかにする公文書 1 平成12年国勢調査実施状況報告書の提出について(伺)の別紙「平成12年国勢調査の実施方法等件数調」 2 平成17年国勢調査実施状況報告書の提出について(伺)の別紙「平成17年国勢調査の実施状況 件数調」 3 平成17年国勢調査第1次基本集計結果による都道府県別集計結果及び全国編の公表について(通知) 4 平成21年版春日井市統計書の抜粋「3-1国勢調査人口の推移」	4月16日	全部開示				
12	4月5日	請求	総務部 総務課	10.春日井市が本市の条例、要綱などに対して、法令の解釈を総務省行政課に照会した場合は、照会日、照会案件名(平成18年度以降現年度に至る間) 11.平成21年7月に市民活動推進課がUR賃貸対象4自治会に対して行った各面談日の市用車の出庫、入庫各時間を明らかにする市用車運転日誌もしくはそれらに準ずる公文書	春日井市が本市の条例、要綱などに対して、法令の解釈を総務省行政課に照会した場合は、照会日、照会案件名(平成18年度以降現年度に至る間)	4月14日	不開示 (不存在)	—	不存在	当該において、別紙により各実施機関における上記開示請求に関する事項を照会し確認したところ、本市の条例等の解釈に関して、総務省に照会した事実はなく、よって、開示請求に係る公文書を作成していないため。	
					旅行命令簿(公用車使用) 平成21年7月5日分(尾張小牧300つ4543) 同月22日分(尾張小牧4495221) 同月24日分(尾張小牧400つ490) 同月25日分(尾張小牧502つ9787) 同月29日分(尾張小牧400つ6570)	4月14日	全部開示				
13	4月5日	請求	教育委員会 学校教育課	2009.11.1～2010.3.31の春日井市学校教職員労働安全衛生管理規程に関連する全文書。ただし同管理規程第21条～17条に関連する部分の文書を除く	・平成21年度第2回春日井市小学校衛生委員会(平成22年1月28日) ・平成21年度第2回春日井市小学校衛生委員会 会議録 ・平成21年度第3回春日井市小学校衛生委員会(平成22年3月15日) ・平成21年度第3回春日井市小学校衛生委員会 会議録 ・平成21年度第1回中部中学校衛生委員会(平成21年12月9日) ・中部中学校衛生委員会運営要領 ・春日井市学校教職員労働安全衛生管理規程 ・平成21年度第2回西部中学校衛生委員会 会議録(平成21年11月17日) ・平成21年度第3回西部中学校衛生委員会 会議録(平成22年2月23日) ・平成21年度第3回学校衛生委員会要領(平成21年12月22日)(柏原中) ・柏原中学校 平成21年度第3回学校衛生委員会会議記録 ・平成21年度第4回学校衛生委員会要領(平成22年1月25日)(柏原中) ・柏原中学校 平成21年度第4回学校衛生委員会会議記録 ・平成21年度第5回学校衛生委員会要領(平成22年3月9日)(柏原中) ・柏原中学校 平成21年度第5回学校衛生委員会会議記録	5月10日	全部開示			延長	
14	4月9日	申出	総務部 総務課	平成18・19年度入札参加資格者名簿	平成18・19年度入札参加資格者登録業者名簿	4月9日	全部開示				
15	4月12日	請求	監査委員会 (監査事務局)	平成21年度監査委員会が開催された回数と日時と時間のわかる文書及び委員の年間報酬	監査等予定表、監査委員研修会等開催通知、条例の写し(監査委員の報酬、月額等)	4月26日	全部開示				
16	4月15日	申出	まちづくり推進部 建築指導課	平成22年1月1日から平成22年3月31日までに確認のおりた「建築計画概要書」の2面、3面すべて。(可能であれば電磁的記録の交付を希望)	建築計画概要書の2面及び3面(平成22年1月1日から3月31日までに確認がおりた分)	5月18日	全部開示				延長
17	4月15日	申出	建設部 道路課	鳥屋松町7丁目57-2(57-4) 昭和62年4月1日測量図面一式 測量日 日付 昭和62.4.20 測量図 作成 橋本建築測量 橋本 元居	春日井市鳥屋松町7丁目57-2の昭和62年度に実施した官民境界の確定図面一式	4月22日	一部開示	土地所有者及び関係者の住所・氏名等の個人情報に係ること。申請人の印影。	条例第7条第2項、第3項及び第4項該当	個人に関する情報及び法人の内部管理情報の保護及び犯罪予防のため。	
18	4月15日	請求	議会事務局 議事課	2005～2008年度の政務調査費収支報告書	政務調査費収支報告書(平成17年度～平成20年度)	4月23日	一部開示	①法人印影 ②振込先口座情報(口座名義を除く) ③担当者のコード・氏名及び印影 ④研修講師の自宅の住所、郵便番号、電話番号、ファクシミリ番号、電子メール、アドレス	条例第7条第2号、3号及び第4号該当	①第3号:当該法人の内部管理情報で、公にすることにより、法人等の事業活動が損なわれる恐れがあるため。 第4号:犯罪予防のため。 ②当該法人の内部管理情報で、公にすることにより、法人等の事業活動が損なわれる恐れがあるため。 ③④個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。	
19	4月19日	申出	財政部 資産税課	①平成22年1月1日現在の土地・家屋の現況把握のためにした「地番、家屋番号等の修正(更新)業務委託契約・仕様書」等により取得した成果品(中間成果品を含む)として地番現況図及び家屋現況図(縦覧用でも可)。又はこれらに替わるもの(地籍集成図など)。電磁的記録で在る場合はその複製物。 ②地方税法に基づき作成された「家屋価格等縦覧帳簿」に登録・記載されている、家屋の「所在、家屋番号、種類、構造、床面積、階層、建築年月日」の各項目の不動産登記事項で、家屋番号ごとの一覧表にしたもの。電磁的記録で在る場合はその複製物。平成22年1月1日現在のもの。	①平成22年1月1日現在の土地・家屋の現況把握のためにした「地番・家屋番号等の修正(更新)業務委託契約・仕様書」等により取得した成果品(中間成果品を含む)として地番現況図及び家屋現況図(縦覧用でも可)。又はこれらに替わるもの(地籍集成図など)。電磁的記録で在る場合はその複製物。 ②地方税法に基づき作成された「家屋価格等縦覧帳簿」に登録・記載されている、家屋の「所在、家屋番号、種類、構造、床面積、階層、建築年月日」の各項目の不動産登記事項で、家屋番号ごとの一覧表にしたもの。電磁的記録で在る場合はその複製物。平成22年1月1日現在のもの。	4月27日	不開示 (不存在)	—	不存在	①の地番現況図(地籍図)は春日井市市税等に関する証明事務等取扱要領第13条により写しを交付しているため。①の家屋現況図に関する修正(更新)業務は委託していないため。 ②の「家屋価格等縦覧帳簿」の不動産登記事項を記載した家屋番号ごとの一覧表は作成していないため。	

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足る事項(請求の内容)	公文書の名称	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
20	4月20日	申出	産業部 農政課	春日井市神屋町字長坂1566番地80及び811について、昭和45年に農地転用の許可証が交付された事が確認できる書類。	1 昭和45年春日井市農業委員会第11回定例会議案書 2 昭和45年度交付簿	4月26日	一部開示	譲受人及び譲渡人の氏名及び住所並びに受領者印	条例第7条第2項に該当	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため。	
21	4月23日	請求	議会事務局 議事課	平成17年度から平成19年度自由クラブ、公明党、市民連合に支出した政務調査費の交付申請し精算までの分かる文書一切。ただし、収支報告書を省く。	支出負担行為決議書(春日井市議会政務調査費交付金(平成17年～19年度の全金派分) 支出命令書、戻入命令書(平成17年度～19年度の自由クラブ、市民連合、公明党の3会派支分)	5月10日	一部開示	①振込先口座情報(口座名義を除く) ②金融機関取扱者の氏名	①条例第7条第3号、4号該当 ②条例第7条第2号該当	①当該法人の内部管理情報で、公にすることにより、法人等の事業活動が損なわれる恐れがあるため。犯罪予防のため。 ②個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。	
22	4月23日	申出	健康福祉部 障がい福祉課	①障害者自立支援協議会平成21年度個別支援会議に提出された文書及び議事録 ②相談支援事業の事業実績がわかる文書(個別具体的な支援内容、問題点、不足する社会資源等の記載のあるもの)	個別支援会議の資料及び議事録 相談支援事業活動内容の詳細、相談に関する報告	6月7日	一部開示	1 被支援者の氏名、生年月日、写真 2 被支援者に関する施設・学校名及び担当者名 3 情報提供者の氏名	条例第7条第2号該当	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。	延長
23	4月23日	請求	市民生活部 市民活動推進課	6. 請求者が平成21年にとりあげた区・町内会・自治会に対する助成金の申請額は正につきなされた行政指導書いっさい(対象補助事業者自身や同補助事業者の顧問役と目される春日井市議会議員から本件に関しいっさいの質疑・照会がなかつたという文書不開示決定を受けているものであり、対象補助団体から当初申請書が再提出されていることから、一定の行政指導が対象補助団体の全部もしくは一部に対してなされたとして強く推認される。)	請求者が平成21年度にとりあげた区・町内会・自治会に対する助成金の申請額は正につきなされた行政指導書いっさい(対象補助事業者自身や同補助事業者の顧問役と目される春日井市議会議員から本件に関しいっさいの質疑・照会がなかつたという文書不開示決定を受けているものであり、対象補助団体から当初申請書が再提出されていることから、一定の行政指導が対象補助団体の全部もしくは一部に対してなされたとして強く推認される。)	5月7日	不開示 (不存在)	—	不存在	請求に係る公文書を作成していないため。	
				9. 平成21年7月における請求者がとりあげた対象4自治会に対する面談時の電磁媒体記録の消去日及び消去を命じた者の官職名及び消去許可に関する内部裏書もしくはそれらに準ずる公文書いっさい(面談時間からすれば開示済みの全談記録は、全容の一部を編集したと強く推認される。本助成金の制度設計、実施状況と助成金要綱の齟齬からすれば市民にとってきわめて重要な情報が盛り込まれていてと強く推認される)	9. 平成21年7月における請求者がとりあげた対象4自治会に対する面談時の時期媒体記録の消去日及び消去を命じた者の官職名及び消去許可に関する内部裏書もしくはそれらに準ずる公文書いっさい(面談時間からすれば開示済みの全談記録は、全容の一部を編集したと強く推認される。本助成金の制度設計、実施状況と助成金要綱の齟齬からすれば市民にとってきわめて重要な情報が盛り込まれていてと強く推認される)	5月7日	不開示 (不存在)	—	不存在	面談に行った録音は、面談記録を作成するために備蓄的に行ったものであって当該面談記録を作成した後、他の事務で同様に録音するに際して担当者判断で消去したものであり、消去を命じた者は存在せず、請求に係る公文書は作成していないため。	
				12. 開示済みの19春市活第342号及び任意提供済みの春日井市町内会活性化委員会報告と題する書面を総合すれば委員の選定にあたって区町内会連合会出身者が7名、世代別協議会出身者が4名であり、伊藤市政が行う出す協働市政の理念からすれば、町内会といふ地縁組織の活性化が一入相談して活性化の一翼を担うなどあり得なく、新しい公共として春日井市36団体以上を擁するNPOの地縁を横断する市民と協同して春日井市全体の活性化を議論する場が不可欠である。現に昨年度の懇談において、本間副市長が明言した行政側の限界、市民個々の内発性、市民の衆愚傾向に対する警告などを総合すれば、春日井市町内会活性化研究委員会を企画した担当者の企画力が問われる。そこで同委員会に対する委員人選、企画理由を明らかにした内部決済もしくはそれに準ずる公文書いっさい	春日井市町内会活性化研究会(仮称)について	5月7日	全部開示	—	不存在		
16. 平成21年度藤山台地区町内会自治会主催の盆踊り行事にかかる春日井市コミュニティ盆踊り実施事業費補助金交付要綱第6条規定の添付書類いっさい	・事業計画 ・事業費収支予算書 ・役員名簿 ・参加対象世帯数 ・事業に関するチラシ	5月7日	一部開示	役員の氏名、住所及び電話番号	条例第7条第2号に該当	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため					
24	4月23日	請求	産業部企業活動 支援課	7. 神屋工業団地環境影響評価書(面積100ヘクタール以上の工業団地造成事業)	神屋工業団地環境影響評価書	4月30日	不開示 (不存在)	—	不存在	当該文書を取得していないため。	
25	4月23日	請求	財政部 市民税課	8. 記7団地の稼働以後の団地内事業所の各年度の、事業所税推移、租税公課等減額推移	神屋工業団地の稼働以後の団地内事業所の各年度の事業所税推移、租税公課等減額推移	4月30日	不開示 (不存在)	—	不存在	春日井市の事業所税については、平成21年10月以降に決算を迎える事業所から申告納付が始まっていますが、神屋工業団地内事業所の各年度の事業所税推移、租税公課等減額推移を示す公文書が存在しないため。	
26	4月23日	請求	健康福祉部 高齢福祉課	2. 記1手当(同手当)の削減にかかる内部より議事もしくはそれに準ずる公文書いっさい	春日井市家族介護リフレッシュ事業実施要綱の廃止について (甲)在宅わたり高齢者等介護者手当支給要綱の制定について(甲)在宅わたり高齢者等介護者手当支給要綱の一部改正について(甲)	5月7日	全部開示	—	—	—	—
27	4月23日	請求	市民生活部 市民活動支援センター	10. いわゆる藤山台青空市(2010.3.28中日新聞報道)に関して主催団体から春日井市に対してなされた補助金申請書、予算計画書、実施計画書いっさい(本項が春日井市に関与しない場合は、10項の請求全部を取り下げる。)	いわゆる藤山台青空市(2010.3.28中日新聞報道)に関して主催団体から春日井市に対してなされた補助金申請書、予算計画書、実施計画書いっさい(本項が春日井市に関与しない場合は、10項の請求全部を取り下げる。)	5月7日	不開示 (不存在)	—	不存在	藤山台青空市は、NPO法人まちのエキスパネット主催事業であり、当該事業に対し、春日井市は一切関与していない。よって、開示請求に係る公文書は保有していないため。	
28	4月26日	請求	議会事務局 議事課	平成16年3月定例会で2月24日に議会運営委員長が報告した議会運営委員会に関する議事録	議会運営委員会議事録(平成16年1月23日及び同年2月17日開催分)	5月10日	全部開示	—	—	—	—

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容)	公文書の名称	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考	
29	4月26日	請求	市民生活部 市民活動推進課	5. 19春市活342号を起案した決済文書もしくは議議書もしくはそれらに準ずる公文書いっさい	春日井市町内会活性化研究委員会の依頼について(伺)	5月10日	一部開示	委員の住所及び電話番号	条例第7条第2号に該当	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため。		
				6. 春日井市民活動推進課所管公文書の廃棄目録(平成22年3月末日に保管期限が経過したもの)	索引目次	5月10日	一部開示	発信者の氏名	条例第7条第2号に該当	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため。		
				7. 春日井市民活動推進課所管公文書「平成21年度春市活第108号」	取材依頼について(伺)	5月10日	全部開示					
				9. 開示済みの町内会費等に関するアンケートを起案した決済文書もしくは議議書もしくはそれらに準ずる公文書いっさい	町内会費等に関するアンケートについて(伺)	5月10日	全部開示					
				10. 開示済みの町内会費等に関するアンケート結果の整理と分析を上司に報告した議議書もしくは議議書もしくはそれらに準ずる公文書いっさい	町内会費等に関するアンケート結果のまとめ	5月10日	全部開示					
30	4月26日	請求	文化スポーツ部 文化課	1.藤山台公民住宅自治会が、平成21年9月12日実施したあ〜とふるまいたウン事業にかかる補助金申請書、計画書、予算書、実施後の収支報告書もしくはそれらに準ずる公文書いっさい	芸術家等派遣事業(あ〜とふるまいたウン)	5月7日	一部開示	役員の氏名、住所及び団体の印影	条例第7条第2号、4号に該当	特定の個人が識別される個人情報に該当するため 犯罪予防のため		
31	4月26日	請求	総務部 総務課	4. 等しく市民に接する春日井市が、いわゆる縦割り行政の弊害を避けるため庁舎内部で各課連絡会もしくは研究会が設置されている場合は開催開隔、開催テーマ、参加する課名の開示ありたい	等しく市民に接する春日井市が、いわゆる縦割り行政の弊害を避けるため庁舎内部で各課連絡会もしくは研究会が設置されている場合は、開催開隔、開催テーマ、参加する課名	5月7日	不開示 (不存在)	—	不存在	開示請求に係る庁舎内部の各課連絡会、研究会又はこれに類する会議を設置していないため		
32	4月27日	請求	議会事務局 議事課	平成17年度から平成20年度に行った議会運営委員会の行政調査の報告書の一切	1.復命書(平成17年11月2日) 2.復命書(平成18年10月16日) 3.復命書(平成20年10月15日) 4.復命書(平成20年10月15日)	5月10日	全部開示					
33	4月27日	申出	教育委員会 教育総務課	1999年(H11.)10月27日開かれた「10月定例教育委員会」に係る委員への通知書	平成11年10月春日井市教育委員会に係る開催通知文書	5月27日	不開示	—	—	春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外		
34	4月28日	請求	議会事務局 議事課	平成17年度から平成20年度春日井市議会議員の海外行政調査費に係る旅行社の総合企画書及び見積総額を書面にした文書一切	春日井市議会議員の海外行政調査(平成17年度～平成20年度分)に係る旅行社の総合企画書及び見積総額を書面にした文書一切	5月10日	不開示 (不存在)	—	不存在	開示請求に係る文書を取得していないため。		
35	4月28日	請求	企画政策部 広報広聴課	1. 平成17年ないし同21年度間の春日井市広報広聴課の各文書目録(編集年度、文書名、保管期限)	平成17年度文書一覧 平成18年度文書一覧 平成19年度文書一覧 平成20年度文書一覧 平成21年度文書一覧	5月12日	全部開示					
36	4月28日	請求	健康福祉部 高齢福祉課	3. 補助事業者藤山台公民住宅自治会が平成21年9月11日実施した敬老の日の補助金申請書、事業計画書、予算計画書、実施後の会計報告書、向自治会立替にかかる補助額を指定口座に振り込んだ年月日、振込額を明らかにする歳出証えん書類	敬老会地域開催補助金交付申請書・敬老会地域開催実績報告書・総合振込依頼書(領収書)	5月12日	一部開示	①個人の氏名、住所、電話番号、及び印影 ②振込先口座情報(団体の名称を除く)	①条例第7条第2号に該当 ②条例第7条第3号及び第4号に該当	①個人に関する情報で、特定の個人を識別することができる情報が記載されているため ②団体の内部管理情報であること及び犯罪予防のため		
37	4月28日	請求	健康福祉部 生活支援課	4. 生活保護所管課の生活保護審査案件にかかる、保護申請者以外の者の補充説明を認める人的範囲(但し各カウンセラー(ろうあ者等の意思を代理)、医師を除く)を定めた取扱い基準 5. 同4項の生活保護認定案件にかかる保護申請者以外の者の陳情記録(個人を特定する申請者名は除く)	生活保護の申請者以外に補充説明を認める人的範囲を定めた取扱い基準及び申請者以外の者の陳述記録	5月12日	不開示 (不存在)	—	不存在	該当する公文書を作成及び取得していないため		
38	4月28日	請求	総務部 人事課	6. 春日井市全職員(特別職を含む)の単身赴任手当の算出方法を明らかにする法令	・春日井市職員の給与に関する条例(抜粋) ・春日井市職員の単身赴任手当に関する規則	5月12日	全部開示					
39	4月28日	請求	市民生活部 市民活動推進課	7. 平成21年度交付にかかる区町内会助成金の、請求者を取り扱った対象自治会に対する地方財政上の、消滅時効の起算点を明らかにする歳出証えん書類もしくはそれを明らかにする公文書	支出命令書(区町内会助成金)	5月12日	一部開示	申請者の住所及び電話番号、振込口座、印影	条例第7条第2号、第3号及び第4号に該当	個人に関する情報であって、特定の個人が識別することができるものが記録されているため及び団体に関する情報であって、団体の利益を害する恐れがあるため及び犯罪予防のため。		
40	5月7日	請求	会計管理者 会計課	1. 春日井市が平成21年度中に藤山台公民住宅自治会(会長・藤井善)に対して支払った全金員(補助金等)の、名称、振り込み額、振り込み日、振り込み先名称を明らかにする各歳出証えん書類(財政課)	支出命令書及び関係書類	5月18日	一部開示	個人の氏名、住所及び印影並びに団体の印影及び振込先口座情報	条例第7条第2号、第3号及び第4号に該当	個人に関する情報の保護、団体の内部管理情報の保護及び犯罪予防のため		
41	5月6日	請求	市民生活部 市民活動推進課	5. 平成19年度春市活第1497号(但し、送信者名は除く)	市民からのメールによる質問について(伺)	5月20日	一部開示	送信者の氏名、メールアドレス、電話番号	条例第7条第2号に該当	個人に関する情報であって、特定の個人が識別することができるものが記録されているため		
42	5月6日	請求	教育委員会 教育総務課	3. 春日井市立全小学校別の、児童1人あたりの教員数(児童数/教員数)、教育単価(学区運営費+人件費+恒常的な修繕費)/児童数)及び最長の児童通学時間を明らかにする平成21年度実績にかかる公文書(「コミュニケーション」2ページ「市内10地区の区分別別小学校を細分、育休教員は代替教員に読み替える」)	1.平成20年度5月小中学校在籍児童数・生徒数 2.平成20年度教員数表(本務・兼務) 3.平成20年度教育総務課修繕費及び工事請負費(小学校)【決算書】	5月27日	全部開示				延長	
43	5月6日	請求	財政部 資産課	下記建物に対する固定資産税・都市計画税(家屋)納税通知書 春日井市藤山台三丁目1-8 藤山台公民住宅自治会事務所(2階建) 仮に上記税が納税通知されない場合は全額を免除決定した決定書の開示を求める	下記建物に対する固定資産税・都市計画税(家屋)納税通知書 春日井市藤山台三丁目1-8 藤山台公民住宅自治会事務所(2階建) 仮に上記税が納税通知されない場合は全額を免除決定した決定書の開示を求める	5月13日	不開示 (不存在)	—	不存在	該当家屋(集会所施設)は春日井市税条例第65条第1項第2号により減免されているが、減免申請の承認通知書は、文書保存年限経過により廃棄されているため。		

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足る事項(請求の内容)	公文書の名称	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
44	5月6日	請求	企画政策部 広報広聴課	春日井市広報広聴課所管公文書の廃棄文書目録(平成22年3月末日に保管期限が経過したもの)	索引目次	5月13日	一部開示	個人の氏名	条例第7条第2号に該当	特定の個人が識別される個人情報に該当するため	
45	5月7日	請求	教育委員会 学校教育課	愛知県人事委員会において審理が続いている「平成12年不第1号事業」に関し、市教委が県教委に提出した市教委の平成11年10月定例会教育委員会会議録に係る資料	愛知県人事委員会において審理が続いている「平成12年不第1号事業」に関し、市教委が県教委に提出した市教委の平成11年10月定例会教育委員会会議録に係る資料	6月21日	全部開示				延長
46	5月7日	請求	教育委員会 教育総務課	教育委員会会議規則第4条第1項に定める通知に関する文書。 ・2002年(H14年)7月24日～2003年3月31日の分 ・2009年(H21年)4月1日～2010年3月31日の分	1 下記日時に開催した春日井市教育委員会に関する開催通知文書 平成14年7月24日(定例)、平成14年8月28日(定例)、平成14年9月25日(定例)、平成14年10月23日、平成14年11月27日(定例)、平成14年12月18日(定例)、平成15年1月22日(定例)、平成15年2月26日(定例)、平成15年3月19日、平成21年4月22日(定例)、平成21年5月20日(定例)、平成21年6月17日(定例)、平成21年7月15日(定例)、平成21年8月19日(定例)、平成21年9月16日(定例)、平成21年10月21日(定例)、平成21年11月18日(定例)、平成21年11月20日(臨時)、平成21年12月16日(定例)、平成22年1月20日(定例)、平成22年2月17日(定例)、平成22年3月9日(定例)、平成22年3月19日(臨時)	6月21日	全部開示				延長
					2 平成22年3月定例会教育委員会の開催についての起案文書及び起案文書に添付された開催通知文書、揭示依頼文書、告示文書及び資料の一部						
47	5月7日	請求	教育委員会 教育総務課	改正前教育委員会会議規則(平成9年3月31日教育規則第4号)第4条第1項に定める通知に関する文書。 ・2001年(H13年)4月1日～2002年7月23日の分	平成14年10月1日、平成14年10月16日、平成15年1月29日及び平成15年3月26日に開催した春日井市教育委員会臨時会に関する開催通知書	6月21日	不開示 (不存在)	—	不存在	該当文書について保有していないため	延長
					平成13年4月26日(定例)、平成13年5月23日(定例)、平成13年6月6日(臨時)、平成13年6月20日(臨時)、平成13年6月27日(定例)、平成13年7月17日、(定例)、平成13年8月22日(定例)、平成13年9月17日(臨時)、平成13年9月26日(定例)、平成13年10月24日(定例)、平成13年11月16日(臨時)、平成13年11月28日、平成13年12月19日(定例)、平成14年1月23日(定例)、平成14年2月27日(定例)、平成14年3月18日(定例)、平成14年3月20日(臨時)、平成14年4月24日(定例)、平成14年5月22日(定例)、平成14年6月26日(定例)	6月21日	全部開示			延長	
48	5月7日	請求	まちづくり推進部 建築指導課	4. 平成14年度から同21年度間の、年度別、春日井市全域における建築中止命令件数、同中止命令を発した法令上の各理由を明らかにする公文書(但し、民間検査分含む)(土木・建築指導課)	平成14年度から同21年度間の、年度別、春日井市全域における建築中止命令件数、同中止命令を発した法令上の各理由を明らかにする公文書(但し、民間検査分含む)	5月13日	不開示 (不存在)	—	不存在	建築中止命令を行ったものがないため、該当文書を作成していない。	
					5. 平成14年度から同21年度間の、年度別、春日井市全域における特定行政庁たる春日井市に提出、受理された、W.SRC.RC別、建築確認申請書の推移を明らかにする公文書(土木・建築指導課、SRC.RC別は「アウト」でよい)	確認申請取扱件数表(平成14年度、平成15年度分)	5月13日	不開示 (不存在)	—	不存在	平成14年度、平成15年度の確認申告要請取扱件数表は保存期間が経過したことに伴って廃棄したため。
49	5月12日	請求	総務部 人事課	平成22年5月7日付けの職員の懲戒処分に係る公文書	春日井市職員懲戒審査委員会の委員について(同)(22春人第273号)	5月25日	全部開示				
					職員懲戒審査の下命について(同)(22春人第263号) 春日井市職員懲戒審査委員会の招集について(同)(22春人第274号) 議事要旨の作成について(同)(22春人第308号) 春日井市職員懲戒審査委員会の結果及び処分について(同)(22春人第310号) 職員の懲戒処分について(同)(22春消総第340号)	5月25日	一部開示	条例第7条第2号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため		
50	5月12日	請求	議会事務局 議事課	7. 平成21年度春日井市議会事務局議事課文書目録(編集年度、文書名、保管期限)	平成21年度文書一覧	5月27日	全部開示				
51	5月12日	請求	まちづくり推進部 建築指導課	5. 平成21年度春日井市建築指導課文書目録(編集年度、文書名、保管期限)	平成21年度文書一覧	5月19日	全部開示				
52	5月12日	請求	建設部 道路課	6. 平成21年度春日井市土木担当所管課文書目録(編集年度、文書名、保管期限)	平成21年度文書一覧	5月24日	全部開示				
53	5月12日	請求	建設部 公園緑地課	6. 平成21年度春日井市土木担当所管課文書目録(編集年度、文書名、保管期限)	平成21年度 文書一覧	5月20日	全部開示				
54	5月12日	請求	建設部 河川排水課	6. 平成21年度春日井市土木担当所管課文書目録(編集年度、文書名、保管期限)	平成21年度 文書一覧	5月26日	全部開示				
55	5月12日	請求	上下水道部 水道工務課	6. 平成21年度春日井市土木担当所管課文書目録(編集年度、文書名、保管期限)	平成21年度文書一覧	5月24日	全部開示				
56	5月12日	請求	上下水道部 下水建設課	6. 平成21年度春日井市土木担当所管課文書目録(編集年度、文書名、保管期限)	平成21年度文書一覧	5月26日	全部開示				
57	5月12日	請求	市民生活部 市民活動推進課	8. 平成21年6月～7月にかけ、請求者が取り上げた対象4自治会に対して行政指導の一環と目される全面談話を行うにつき、面談実施の許可を求めた決議書もしくは稟議書またはそれらに準じる公文書いっさい	平成21年6月～7月にかけ、請求者が取り上げた対象4自治会に対して行政指導の一環と目される全面談話を行うにつき、面談実施の許可を求めた決議書もしくは稟議書またはそれらに準じる公文書いっさい	5月26日	不開示 (不存在)	—	不存在	請求に係る公文書を作成していないため。	

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項 (請求の内容)	公文書の名称	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
58	5月12日	請求	議会事務局 議事課	政務調査にかかる支出負担行為決議書(平成20年度全会派分)、支出負担行為変更決議書(平成20年度自由クラブ、公明党分)、支出命令書(平成20年度全会派分)、戻入命令書(平成20年度自由クラブ、市民連合、公明党の3会派支分)	政務調査にかかる支出負担行為決議書(平成20年度全会派分)、支出命令書(平成20年度自由クラブ、市民連合、公明党分)	5月21日	一部開示	①振込先口座情報(口座名義を除く) ②担当者の氏名	条例第7条第2号、第3号及び第4号該当	①当該法人の内部管理情報で、公にすることにより、法人等の事業活動が損なわれる恐れがあるため。犯罪予防のため。 ②個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。	
					戻入命令書(平成20年度市民連合分)	5月21日	不開示 (不存在)	—	不存在	交付金は全額支出され、戻入されなかったため。	
59	5月12日	請求	環境部 環境保全課	1 公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項について (1)本年4月30日(金)に、春日井市総合福祉センターにおいて実施された、狂犬病予防集合注射の際に、〇〇〇氏(〇〇〇市〇〇〇在住)所有の小型犬「〇〇〇」(ヨークシャーテリア おす)に型いかかって噛みつくなどした犬(以下「加害犬」という)についての、狂犬病予防法、同施行令、同施行規則、貴市狂犬病予防法施行細則に基づきなされた犬の登録の申請に係る、「登録申請書」、「登録原簿」、その他加害犬の所有者の氏名・住所等が記載された文書 (2)上記(1)記載の集合注射の実施に係る実施計画書、実施要領、警備計画書、その他同注射実施に関して作成された文書	1 平成22年度狂犬病予防集合注射の実施に係る所属獣医師の派遣について(何) 2 平成22年度狂犬病予防集合注射に係る打ち合わせについて(何) 3 平成22年度狂犬病予防集合注射に係る打ち合わせ 記録 4 平成22年度狂犬病予防集合注射の案内送付について(何) 5 狂犬病予防集合注射に係るホームページの更新について(何) 6 あなたの愛犬に登録と狂犬病予防注射を ・登録原簿 ・平成22年度狂犬病予防注射実施・登録確認通知書 ・支出負担行為決議書(狂犬病予防集合注射事務派遣手数料) ・労働者派遣個別契約書 ・第6部研修実施報告書について(何) ・平成22年度狂犬病予防集合注射の実施及び実施に係る会場借用について(何)	5月25日	全部開示	1 飼い主の氏名、住所及び電話番号並びに会場管理者の氏名、住所及び電話番号 2 市職員の住所及び電話番号 3 法人の代表者の印影	条例第7条第2号、第3号及び第4号該当	1 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。 2 公務員の職及び氏名並びに職務遂行に関する情報は開示することとされているが、当該部分は公務員個人の私的な情報であるため。 3 法人の内部管理情報の保護及び犯罪予防のため。	
					1 登録申請書 2 警備計画書	5月25日	不開示 (不存在)	—	不存在	1 登録申請書 当該犬は平成9年11月16日生まれであり、申請の平成10年当時、狂犬病予防事務は県において実施されており、春日井市では保管していないため 2 警備計画書 当該文書を作成していないため。	
60	5月17日	申出	財政部 資産税課	建築年昭和54年、春日井市藤山台3丁目1番地5藤山台自治会集会所、鉄骨造2階建て(未登録建物)につき当該自治会長から提出された固定資産税減免申請書及び同減免許可書の廃棄文書目録	建築年昭和54年、春日井市藤山台3丁目1番地5藤山台自治会集会所、鉄骨造2階建て(未登録建物)につき当該自治会長から提出された「固定資産税減免申請書及び同減免許可書」の廃棄文書目録	5月20日	不開示 (不存在)	—	不存在	開示請求に係る公文書を作成していないため。	
61	5月17日	申出	まちづくり推進部 建築指導課	昭和53、54年度中に提出された建築確認申請書の廃棄文書目録	昭和53、54年度中に提出された建築確認申請書の廃棄文書目録	5月18日	不開示 (不存在)	—	不存在	建築確認申請書の廃棄文書目録を作成していないため。	
62	5月19日	請求	教育委員会 教育総務課	1. 「春日井市情報公開事務取扱要領」には、以下の規程がある。 「第5 開示決定等に関する事務」 「4 開示決定等の決裁 (1)開示決定等は、市長部局にあつては、春日井市決裁規定(昭和36年春日井市訓令第8号)の規定により、特に重要又は重要であると認められる事項を除き、開示請求に係る公文書を所管する部等の長の専決とし、その他の実施機関にあつては、当該実施機関の定めによるものとする。」(下線＝引用者) 実施機関としての春日井市教育委員会の右「定め」に関するすべての文書。 2. 貴委員会の、いわゆる「情報提供」に関する、手続き関係規程・決裁規定等々、すべての文書。	1. 「春日井市情報公開事務取扱要領」には、以下の規程がある。 「第5 開示決定等に関する事務」 「4 開示決定等の決裁 (1)開示決定等は、市長部局にあつては、春日井市決裁規定(昭和36年春日井市訓令第8号)の規定により、特に重要又は重要であると認められる事項を除き、開示請求に係る公文書を所管する部等の長の専決とし、その他の実施機関にあつては、当該実施機関の定めによるものとする。」(下線＝引用者) 実施機関としての春日井市教育委員会の右「定め」に関するすべての文書。 2. 貴委員会の、いわゆる「情報提供」に関する、手続き関係規程・決裁規定等々、すべての文書。	7月2日	不開示 (不存在)	—	不存在	該当文書について保有していないため	延長 異議申立
63	5月19日	申出	建設部 道路課	春日井市鳥居松町7-57-2、4に係る境界確定の資料	春日井市鳥居松町7丁目57-2、4の昭和62年度に実施した官民境界の確定図面一式	5月28日	一部開示	土地所有者等の住所、氏名及び印影並びに申請人の印影	条例第7条第2項、第3項及び第4項	個人に関する情報並びに法人の内部管理情報の保護及び犯罪予防のため	
64	5月21日	申出	まちづくり推進部 建築指導課	平成22年3月1日から平成22年3月30日までに都市計画法に基づく開発行為における許可が下りた物件(※一戸建て住宅・宅地分譲・コンビニ・ガソリンスタンドを除く)を対象とする、開発行為許可申請書(カガミ部分)、設計説明書・位置図・給排水計画図 ※変更許可も含む ※参考資料参照 『個人情報(個人名・印影など)を除く。可能であれば、電磁記録の交付を希望。』	開発行為許可申請書、設計説明書、位置図、給排水計画図 (平成22年3月1日から平成22年3月30日までに許可が下りた物件分)	6月1日	一部開示	法人の代表者の印影	条例第7条第3号及び第4号に該当	法人及び事業を営む個人の内部情報保護及び犯罪予防のため	
65	5月25日	請求	産業部 農政課	21年6月17日に中部開発部から提出された伐採及び伐採後の造林届出書に關係する書類	伐採及び伐採後の造林届出書、伐採及び伐採後の造林届出書の受理について(何)	5月28日	一部開示	法人の代表者印の印影	条例第3号及び第4号に該当	法人の内部情報であって、法人の正当な権利利益を害するおそれがあるため及び犯罪予防のため	
66	5月26日	請求	青少年子ども部 子ども政策課	東部子育てセンターに係る建物賃貸借契約書及び関連書類 東部子育てセンターの指定管理者選定に関する書類一式	①賃貸借契約書 ②賃貸借物件(東部子育てセンター)に係る設計及び改修工事の業者指定について ③別冊資料 申請番号No.1～3	6月9日	一部開示	①、②、③法人の印影 ③役員以外の個人の名義(従業員、担当者等) ③個人の携帯電話番号	条例第7条第2号及び第3号該当	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものの法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの	
					①春日井市東部子育てセンター指定管理者選定委員会次第、資料目次及び資料1～7 ②春日井市東部子育てセンター指定管理者選定委員会議事要旨 ③採点集計書	6月9日	全部開示				

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足る事項(請求の内容)	公文書の名称	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
67	5月27日	請求	総務部 総務課	春日井市の部 課 全ての施設 出先機関の平成20年4月1日から平成22年3月31日迄の1件3万円以上の総支払額 事務用品 事務用機器 事務用備品 購入及び(賃貸借)リース レンタル 全ての物件の開示請求を致します(参加各社の見積書)	支出負担行為決議書(平成20年度、21年度分)	7月12日	一部開示	1 法人代表者の印影及び口座情報 2 担当者名及び担当者印	条例第7条第2号、第3号及び第4号該当	法人の内部管理情報の保護及び犯罪予防のため 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため	延長
68	5月27日	請求	教育委員会 教育総務課	春日井市の部 課 全ての施設 出先機関の平成20年4月1日から平成22年3月31日迄の1件3万円以上の総支払額 事務用品 事務用機器 事務用備品 購入及び(賃貸借)リース レンタル 全ての物件の開示請求を致します(参加各社の見積書)	支出負担行為決議書(平成20年度分・平成21年度分)	7月12日	一部開示	(1)法人及び代表者の印影並びに口座情報 (2)担当者の氏名及び担当者印	条例第2号、第3号及び第4号該当	法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため及び犯罪予防のため。 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。	延長
69	5月27日	請求	産業部 農政課	春日井市の部 課 全ての施設 出先機関の平成20年4月1日から平成22年3月31日迄の1件3万円以上の総支払額 事務用品 事務用機器 事務用備品 購入及び(賃貸借)リース レンタル 全ての物件の開示請求を致します(参加各社の見積書)	平成20年4月1日から平成22年3月31日までに春日井市農業委員会が購入、リース及びレンタルをした1件3万円以上の事務用品、事務用機器、事務用備品の見積参加各社の見積書	6月3日	不開示 (不存在)	—	不存在	春日井市農業委員会では、予算の執行をしておらず、また、予算の執行に係る文書も管理していないため。	
70	5月27日	請求	総務部 総務課(選挙管理委員会)	春日井市の部 課 全ての施設 出先機関の平成20年4月1日から平成22年3月31日迄の1件3万円以上の総支払額 事務用品 事務用機器 事務用備品 購入及び(賃貸借)リース レンタル 全ての物件の開示請求を致します(参加各社の見積書)	支出負担行為決議書(平成20年度、21年度)	6月10日	一部開示	1 法人の印影 2 担当者名	条例第7条第2号、第3号及び第4号該当	法人の内部管理情報の保護及び犯罪予防のため 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため	
71	5月27日	請求	総務部 総務課(固定資産評価委員会)	春日井市の部 課 全ての施設 出先機関の平成20年4月1日から平成22年3月31日迄の1件3万円以上の総支払額 事務用品 事務用機器 事務用備品 購入及び(賃貸借)リース レンタル 全ての物件の開示請求を致します(参加各社の見積書)	平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に、春日井市固定資産評価審査委員会が購入又は賃貸借(レンタル・リース)した1件30,000円以上の全ての事務用品、事務用機器及び事務用備品の参加各社の見積書	5月31日	不開示 (不存在)	—	不存在	春日井市固定資産評価審査委員会は、平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に、1件30,000円以上の事務用品、事務用機器及び事務用備品を購入又は賃借していないため、開示請求に係る公文書は存在しない。	
72	5月27日	請求	監査委員会 (監査事務局)	春日井市の部 課 全ての施設 出先機関の平成20年4月1日から平成22年3月31日迄の1件3万円以上の総支払額 事務用品 事務用機器 事務用備品 購入及び(賃貸借)リース レンタル 全ての物件の開示請求を致します(参加各社の見積書)	春日井市監査事務局が平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に、購入又は賃貸借(レンタル・リース)した1件3万円以上の全ての事務用品、事務用機器、事務用備品の購入及び賃貸借(レンタル・リース)の各々の見積書	6月1日	不開示 (不存在)	—	不存在	春日井市監査事務局は、平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に、1件3万円以上の事務用品、事務用機器、事務用備品の購入及び賃貸借をしていないため、開示請求に係る公文書は存在していない。	
73	5月27日	請求	消防本部 消防総務課	春日井市の部 課 全ての施設 出先機関の平成20年4月1日から平成22年3月31日迄の1件3万円以上の総支払額 事務用品 事務用機器 事務用備品 購入及び(賃貸借)リース レンタル 全ての物件の開示請求を致します(参加各社の見積書)	支出負担行為決議書(平成20年度、21年度)	6月3日	一部開示	1法人の印影、口座情報 2担当者名	1 条例第7条第3号及び第4号 2 条例第7条第2号該当	1 法人の内部管理情報の保護及び犯罪予防のため 2 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。	
74	5月27日	請求	議会事務局 議事課	春日井市の部 課 全ての施設 出先機関の平成20年4月1日から平成22年3月31日迄の1件3万円以上の総支払額 事務用品 事務用機器 事務用備品 購入及び(賃貸借)リース レンタル 全ての物件の開示請求を致します(参加各社の見積書)	平成20年度及び平成21年度で1件3万円以上の事務用品、事務用機器、事務用備品の購入、賃貸借(リース)、レンタルに係る見積書	6月1日	不開示 (不存在)	—	不存在	開示請求の要件に該当する支出は存在しないため。	
75	5月27日	請求	総務部 総務課 (公平委員会)	春日井市の部 課 全ての施設 出先機関の平成20年4月1日から平成22年3月31日迄の1件3万円以上の総支払額 事務用品 事務用機器 事務用備品 購入及び(賃貸借)リース レンタル 全ての物件の開示請求を致します(参加各社の見積書)	平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に、春日井市公平委員会が購入又は賃貸借(レンタル・リース)した1件30,000円以上の全ての事務用品、事務用機器及び事務用備品の参加各社の見積書	5月31日	不開示 (不存在)	—	不存在	春日井市公平委員会は、平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に、1件30,000円以上の事務用品、事務用機器及び事務用備品を購入又は賃借していないため、開示請求に係る公文書は存在しない。	
76	5月28日	申出	総務部 人事課		職員採用試験第2次試験の実施について(19春人第1182号) 平成20年度職員採用試験第2次試験における小論文試験及び集団討論の議題について(同)(20春人第1214号) 平成21年度職員採用試験第2次試験における小論文試験及び集団討論の議題について(同)(21春人第1087号)	6月14日	全部開示				
77	6月1日	請求	青少年子ども部 子ども政策課	東部子育てセンター指定管理者選定委員会の議事要旨及び会議資料	①春日井市東部子育てセンター指定管理者選定委員会議事要旨 ②採点集計書 ③春日井市東部子育てセンター指定管理者選定委員会次第、資料目次及び資料1～7	6月9日	全部開示				
				別冊資料 申請番号No.1～3		6月9日	一部開示	・法人の印影 ・役員以外の個人の氏名(従業員、担当者等) ・個人の携帯電話番号	条例第7条第2号及び第3号該当	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの	
78	6月4日	請求	教育委員会 学校教育課	各校から提出された「補助教材について(届)」2010年度(H22年度)分及び他年度分で保存されている分	・平成18年度の補助教材に関する届(全校分) ・平成19年度の補助教材に関する届(全校分) ・平成20年度の補助教材に関する届(全校分) ・平成21年度の補助教材に関する届(全校分) ・平成22年度の補助教材に関する届(全校分)	6月22日	全部開示				延長

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容)	公文書の名称	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
79	6月16日	請求	教育委員会教育総務課	平成22年1月、2月定例教育委員会会議録(非公開部分)の「資料」すべて。	<p>1 平成22年1月定例教育委員会非公開部分に関する資料 議題4 情報公開条例の規程に基づく請求等について (1)教育委員会教育総務課平成21年12月7日受付第496号 ・公文書請求書 ・公文書不開示決定通知書 (2)教育委員会教育総務課平成21年12月25日受付第534号 ・公文書任意的開示申出書 ・公文書任意的開示回答書 (3)教育委員会教育総務課平成22年1月7日受付第534号 ・公文書開示請求書 ・公文書一部開示決定通知書・御見積書 (4)教育委員会学校教育課平成21年12月7日受付第1515号 ・公文書開示請求書 ・公文書開示決定通知書 ・公文書一部開示決定通知書 ・公文書不開示決定通知書 議題5 異議申立てに係る決定書について (1)教育委員会学校教育課平成21年4月23日受付第219号の公文書不開示決定に関する異議申立てに係る決定書 ・決定書 ・春日井市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について(答申) ・答申書 ・異議申立書</p> <p>平成22年2月定例教育委員会非公開部分に関する資料 議題8 情報公開条例の規定に基づく請求書について (1)教育委員会教育総務課平成22年1月12日受付第569号 ・公文書開示請求書 ・公文書一部開示決定通知書 ・物品購入契約書 ・仕様書 (2)教育委員会教育総務課平成21年1月12日受付第570号 ・公文書開示請求書 ・公文書一部開示決定通知書 ・物品購入契約書 ・仕様書 (3)教育委員会教育総務課平成22年1月19日受付第575号 ・公文書開示請求書 ①文書開示決定通知書 ・平成19年度～平成21年度の情報機器検討委員会に関する全ての文書 ・平成18年度決算明細書(歳出) ・平成19年度決算明細書(歳出) ②公文書一部開示決定通知書 ・委託契約書(平成21年度小学校整備委託) ・委託契約書(平成21年度中学校整備委託) (4)教育委員会教育総務課平成22年2月1日受付第595号 ・公文書開示請求書 ・公文書一部開示決定通知書 ・御見積書 (5)教育委員会教育総務課平成22年2月9日受付第615号 ・公文書開示請求書 ・公文書不開示決定通知書 平成14年2月定例協議会会議録(非公開) 平成14年3月定例協議会会議録(非公開) (6)教育委員会図書館平成22年1月19日受付第390号 ・公文書開示請求書 ・公文書一部開示決定通知書 ・委託契約書 ・委託契約約款</p> <p>議題9 異議申立てに係る決定書について (1)教育委員会学校教育課平成21年6月5日受付第301号の公文書一部開示決定に関する異議申立てに係る決定書 ・決定書 ①公文書開示決定通知書 ・保護者の皆様 ②公文書一部開示決定通知書 ・臨時保護者会記録 ③春日井市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について(答申) 答申書・臨時保護者会記録・保護者の皆様・異議申立書・公文書開示請求書 議題10 平成22年度春日井市教職員人事異動について 平成22年度春日井市教職員人事異動(案)</p>	7月28日	一部開示	(1)請求者の氏名、郵便番号、住所、電話番号、勤務先の名称、所在地及び連絡先 (2)法人の印影及び代表者印 (3)職権業務委託仕様書のうち、(1)2警備の対象、3警備の場所、4警備の方式及び5待機所の内容(2)6その他のうち①鍵の種類に関する内容②非常時の対応に関する内容(3)設計書のうち、各小中学校の機械警備システムに関する内容 (4)保護者会の折のQ&Aの一部	条例第7条第2号、第3号、第4号及び第7号	(1)個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。 (2)法人その他の団体に係る情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため及び犯罪予防のため。 (3)公にすることにより、学校施設の警備に支障を及ぼすおそれがあり、学校の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。 (4)会の開催に関して、その運営を適正に遂行していく上で支障となるおそれがあるため。	延長
80	6月21日	請求	まちづくり推進部都市政策課	平成22年3月15日、5月17日に開催された建築審査会の会議録	平成22年3月15日、4月21日、5月17日開催分の春日井市建築審査会の議事録(平成22年4月21日開催の口頭審査会議録を除く)	7月5日	一部開示	議事録のうち「議事内容」の部分	条例第7条第6号に該当	議事内容の部分は、個別事例の具体的な審議に関する情報であって、公にすることにより今後開催される審査会で審議する同様の事案等において、率直な意見交換や意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがあるため。	
81	6月25日	請求	教育委員会野外教育センター	平成22年3月18日入札執行の春日井市自然の家複写機 賃借借 入札に付す仕様書及び契約書の開示請求を致します。				取下げ			
82	7月1日	請求	総務部総務課	平成11年10月27日開催の定例教育委員会及び秘密会議録をつづてあるファイルの借閱票	平成11年10月27日開催の定例教育委員会及び秘密会議録をつづてあるファイルの借閱票	7月9日	不開示(不存在)	—	不存在	開示請求に係る文書を取得していないため。	
83	7月1日	請求	教育委員会教育総務課	平成11年10月27日開催の定例教育委員会及び秘密会議録に関するファイルの借閱票	平成11年10月27日開催の定例教育委員会及び秘密会議録をつづてあるファイルの借閱票	7月28日	不開示(不存在)	—	不存在	教育委員会会議録に関する保存文書(以下「保存文書」)については、春日井市文書取扱規定第32条3項により、教育委員会教育総務課で保管しており、同条第2項に基づく総務課長への引継ぎをしていない。よって、教育委員会総務課において保管する保存文書については、同規定第33条3項に基づき、総務課長の保存文書の借閱申請を行う必要がないため、開示請求に係る公文書を、作成、保有していない。	延長
84	7月5日	申出	まちづくり推進部建築課	平成22年5月1日から平成22年6月30日までに都市計画法に基づく開発行為における許可が下りた物件(※一戸建て住宅・宅地分譲・コンビニ・ガソリンスタンドを除く)を対象とする、開発行為許可申請書(カガミ部分)・設計説明書・位置図・給排水計画図。 ※変更許可も含む ※参考資料参照 『個人情報(個人名・印影など)を除く。可能であれば、電磁記録の交付を希望。』	開発行為許可申請書、設計説明書、位置図、給排水計画図、平成22年5月1日から平成22年6月30日までに許可が下りた物件	7月16日	一部開示	法人の代表者の印影	条例第7条第3号及び第4号に該当	法人及び事業を営む個人の内部情報保護及び犯罪予防のため	

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容)	公文書の名称	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
85	7月5日	請求	文化スポーツ部 文化課	春日井市で購入した美術品(絵画、書、彫刻、造形作品など)の概要や購入理由、展示、保管場所などを記した文書	備品台帳 春日井市で購入した美術品(絵画、書、彫刻、造形作品など)の購入理由を記した文書。(寄付は除く)	7月20日	全部開示	—	不存在	開示請求に係る文書は施行計画が考えられるが、当該文書の保存年限は5年であるため廃棄されており、保有していないため。	
86	7月6日	請求	まちづくり推進部 勝川管理課	1.平成21年度 勝川開発株の総会議事録と決算関係文書 2.平成21年度 榊ホテルプラザ勝川 同上	平成21年度 勝川開発株式会社 貸借対照表、損益計算書 平成21年度 勝川開発株の総会議事録 平成21年度 榊ホテルプラザ勝川の総会議事録 平成21年度 榊ホテルプラザ勝川の決算関係文書	7月16日	全部開示	—	不存在	該当文書については取得していないため	異議申立
87	7月6日	請求	建設部 河川排水課	下原町1885に関する下原区長から春日井市長への要望書及びその回答書(平成13年度から平成21年度まで)	①下原町1885に関する下原区長から春日井市長への要望書及びその回答書(平成13年度～平成15年度) ②下原町1885に関する下原区長から春日井市長への要望書及びその回答書(平成18年度、平成19年度) 平成16、17年度、平成20、21年度下原町1885に関する下原区長から春日井市長への要望書及びその回答書	7月20日	不開示 (不存在)	—	不存在	①保存期間を経過し、文書が廃棄済の為 ②当該文書に下原町1885に関する要望が記載されていないため	
88	7月7日	請求	環境部 環境保全課	名成産業株式会社の公害防止協定に基づく事前協議に関する、環境保全計画書(平成22年6月7日に提出されたもの)	環境保全計画書	7月16日	一部開示	①個人の氏名、住所 ②団体の印影	条例第7条第2号、第3号及び第4号	①個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報が記録されているため。 ②個人の内部管理情報の保護及び犯罪防止のため	
89	7月8日	請求	環境部 環境保全課	名成産業が平成22年6月7日に提出した容器再生事業に関する環境保全計画書	環境保全計画書	7月16日	一部開示	法人の印影並びに取引先の名称及び住所	条例第7条第3号及び第4号該当	法人の内部管理情報の保護及び犯罪予防のため 競争上の地位の保護のため	
90	7月12日	請求	まちづくり推進部 建築指導課	春日井市高森台4丁目で鞠和が提出している周辺住民への説明報告書(個別方式と5月29日の説明会議事録)	周辺住民への説明報告書 春日井市高森台4丁目住宅造成工事に関する住民説明会議事録	7月23日	一部開示	①個人の住所及び氏名(個人が特定できる番号) ②個人の住所(棟及び号室) ③法人の代表者の印影 ④法人の社員名	条例第7条第2号、第3号及び第4号該当	①及び④個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報が記録されているため。 ②個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報が記録されているため及び犯罪予防のため。 ③法人の内部情報及び犯罪予防のため	
91	7月14日	申出	まちづくり推進部 建築指導課	平成22年4月1日から平成22年6月30日までに確認のおりた「建築計画概要書」の2面、3面すべて。(可能であれば電磁的記録の交付を希望)	建築計画概要書の2面及び3面(平成22年4月1日から6月30日までに確認がおりた分)	8月26日	全部開示				延長
92	7月14日	請求	建設部 道路課	瑞穂通7-8-21における過去の官・民境界立会い記録(平成13年の立会い記録)	春日井市瑞穂通7丁目8-2の官民境界立会い記録(平成13年の立会い記録)	7月22日	一部開示	①個人の住所、氏名、印影 ②事業を営む個人の印影	条例第7条第2号、第3号及び第4号該当	個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるため。 事業を営む個人の内部管理情報及び犯罪防止のため。	
93	7月21日	請求	建設部 道路課	H21.11.26申請の上野町字南平356、369-2の道路境界線の立合申請書 H17.7.26立合した上野町字南平409-5に関する記録	平成21年11月26日申請の上野町字南平356、369-2の道路境界立合申請書及び、平成17年7月26日立合した上野町南平409-5に関する記録。	7月26日	一部開示	①個人の氏名、住所、電話番号、及び印影 ②事業を営む個人の印影	条例第7条第2号、第3号及び第4号該当	個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるため及び犯罪予防のため。 事業を営む個人の内部管理情報及び犯罪防止のため	
94	7月26日	請求	会計管理者 会計課	春日井市文化財課に設置のデジタル印刷機デュープレーター-DP-S550に使用のマスター及びインクの平成21年12月20日22年7月22日以降の購入に関わる支払い命令書の開示請求を致します。	支出命令書及び請求書	8月5日	一部開示	法人の印影及び口座情報	条例第7条3号及び第4号該当	法人の内部管理情報の保護及び犯罪予防のため	
95	7月30日	申出	まちづくり推進部 都市政策課	平成22年1月1日から平成22年6月30日までに付定であった春日井市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく住居表示実施地区の新築届、付番通知書等、新設物件の受付日(付定日)・町名・住居番号・地番の明記されている資料(氏名部分は必要ありません。)下記見本参照(※1)と該当の住居表示台帳又は位置図(※1との繋がりが分かるよう付定日・印等明記願います。)	建物等異動届出書 (平成22年1月1日～平成22年6月30日)	8月13日	一部開示	(1)届出書 届出人の住所、氏名、電話番号、印影及び拇印 (2)位置図 請求対象期間以外の届出人の氏名	条例第7条第2号及び第4号に該当	(1)個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため及び犯罪予防のため。 (2)個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため。	
96	8月2日	請求	教育委員会 学校教育課	愛知県人事委員会において審理が続いている「平成12年不第1号事案」に関し、市教委が県人事委に持参したすべての文書。(提出した文書、提示した後に 持ち帰った文書等すべて) (提出した文書、提示した後に 持ち帰った文書等すべて) その他 当該出張に関する復命書。	愛知県人事委員会において審理が続いている「平成12年不第1号事案」に関し、市教委が県人事委に持参したすべての文書。(提出した文書、提示した後に持ち帰った文書等すべて)その他当該出張に関する復命書。	9月10日	不開示 不開示 (不存在)	— —	条例附則第2項に該当 不存在	「愛知県人事委員会において…すべての文書。(提出した文書、提示した後に持ち帰った文書等すべて)」については、当該文書が平成13年以前に作成された平成11年10月定例会議録であり、公文書開示請求の対象にならないため。 「その他当該出張に関する復命書」については、作成しておらず不存在であるため。	延長 異議申立 延長 異議申立

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容)	公文書の名称	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考		
97	8月3日	請求	教育委員会 学校教育課	2010(H22)年7月定例教育委員会の議題となった「教員の処分について」に関するすべての文書。	・非遵行為について(報告) ・教員の処分について(協議) ・校長の処分について(協議) ・教員の処分について ・教員の処分について	9月10日	一部開示	1 非遵行為について報告「22春教学第470号」 当該教員の氏名、当該教員の氏名の私印影、当該教員の所属学校名、当該教員の所属学校の校長名、当該教員の所属学校の職印影、当該教員の生年月日、当該教員の年齢、当該教員の性別、当該教員の採用年月日、当該教員の本県勤務年数、当該教員の現所属発令年月日、当該教員の所属学校の勤務年数、当該教員の担当教科、担当部活動名、当該教員の関係する学年、当該教員の関係する学年の学級数、当該教員の関係する学年の生徒数、意見書(1)1行目の23文字目～2行目の12文字目まで(2)2行目の21文字目～3行目の26文字目まで 2 教員の処分について(協議)「22春教学第763号」 当該教員の氏名、当該教員の所属学校名、当該教員の担当教科 3 校長の処分について(協議)「22春教学第764号」 当該教員の氏名、当該教員の所属学校名、当該教員の担当教科、当該教員の関係する学年 4 教員の処分について(起案書)「22春教学第848号」 当該教員の氏名、当該教員の所属学校名、当該教員の所属学校の校長名 5 教員の処分について(起案書)「22春教学第849号」 当該教員の氏名、当該教員の所属学校名、当該教員の所属学校の校長名、当該教員の担当教科、当該教員の関係する学年	条例第7条第2号に該当	当該教員個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。	延長		
98	8月3日	請求	教育委員会 学校教育課	2010年度(H22年度)の全国学力調査結果に関する文書。(2007年度～2009年度と同調査結果に関し、春日井市教育委員会が情報開示請求に応じ、開示した部分)	平成22年度全国学力・学習状況調査に係る ・調査結果概況(愛知県) ・設問別調査結果(愛知県) ・設問別(解答類型)調査結果(愛知県) ・回答結果集計(児童・生徒質問紙)(愛知県) ・回答結果集計(学校質問紙)(愛知県) 平成22年度全国学力・学習状況調査に係る 調査結果概況(春日井市) 設問別調査結果(春日井市) 設問別(解答類型)調査結果(春日井市) 回答結果集計(児童・生徒質問紙)(春日井市) 回答結果集計(学校質問紙)(春日井市) クロス集計表(児童・生徒質問紙-教科)(春日井市) 実施概況(春日井市) 愛知県版分析プログラム市町村分析ツール 小・中学校用 ただし学校カルテを除く	9月10日	全部開示	—	9月10日	不開示 (不存在)	不存在	該当する公文書が存在しないため	延長
99	8月17日	申出	青少年子ども部 子ども政策課	①虐待に関して開催した会議で配布された文書及び議事録(H21年度～H22年度) ②虐待を受けている者に対する支援の会議で配布された文書及び議事録(H18年度～H22年度)	平成21年度～平成22年度 春日井市要保護児童対策地域協議会の配布資料及び議事録 平成18年度 春日井市要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議の配布資料及び議事録 平成21年度～平成22年度 春日井市要保護児童対策地域協議会実務者会議の配布資料及び議事要旨 平成19年度～平成22年度 春日井市要保護児童対策地域協議会 個別ケース検討会議の配布資料及び議事記録	9月28日	全部開示	—	9月28日	不開示 (不存在)	不存在	文書保存期限を超過し、廃棄処分したため。	延長
100	8月17日	申出	総務部 人事課	公務災害認定申請書添付書類結果報告 リストの22番	公務災害認定請求書及びその添付書類、公務災害認定通知書	8月28日	一部開示	① 公務災害認定申請職員の氏名、住所、生年月日、印影、保険証記号・番号、所属、認定通知番号、公務災害発生場所 ② 師所の所属、氏名、印影及び該当職員と向所属勤務者の氏名 ③ 感染源患者の原病名、入院病棟名及びその他の患者の病室	条例第7条第2号 該当	①、② 個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるため。 ③公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるため。	延長		
101	8月17日	請求	教育委員会 教育総務課	デジタル印刷機 春日井市立小学校 坂下 山王 丸田3小学校平成22年8月5日入札執行の賃貸借契約書及び入札仕様書の写しの開示請求を致します	賃貸借契約書 全自動印刷機仕様書 (平成22年8月5日入札執行の春日井市立坂下小学校始め3校)	9月27日	一部開示	法人印影	条例第7条第3号 及び第4号該当	法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため及び犯罪予防のため。	延長		
102	8月17日	請求	教育委員会 教育総務課	春日井市立15中学校のデジタル印刷機 平成22年8月5日入札執行の賃貸借契約書の写しの開示請求を致します	賃貸借契約書 (平成22年8月5日入札執行の春日井市立東部中学校始め15校)	9月27日	一部開示	法人印影	条例第7条第3号 及び第4号該当	法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため及び犯罪予防のため。	延長		
103	8月17日	申出	教育委員会 学校教育課	・小中学校における発達障害の児童生徒の実態調査について(H22年度)文書一式 ・「発達障害の児童生徒」の定義判断基準が記載されている文書	「発達障害の児童生徒」の定義、判断基準が記載されている文書 ・各小・中学校用 実態調査総括表 ・市町村教育委員会用 実態調査総括表 ・21尾教第798-1号 小・中学校における発達障害の児童生徒の実態調査について	8月31日	不開示 (不存在)	—	不存在	該当する文書を保有していないため			
						8月31日	一部開示	①・学校名 ・記入者氏名 ・在籍児童生徒数 ②・調査対象者	条例第7条第2号 該当	① 特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるため。 ② 個人の情報であって、個人を特定することができるおそれがあるため。			
						8月31日	全部開示						

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足る事項 (請求の内容)	公文書の名称	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考	
104	8月19日	申出	財政部 資産税課	春日井市全域における、平成22年1月1日現在の土地の現況把握のためにした「土地地籍図分合筆加除修正業務委託契約・仕様書」により取得した成果品(中間成果品を含む)として地番の現況図。電磁的記録(PDF等を含む)で在る場合はその複製物。	春日井市内全域における、平成22年1月1日現在の土地の現況把握のためにした「土地地籍図分合筆加除修正業務委託契約・仕様書」により取得した成果品(中間成果品を含む)としての地番の現況図。電磁的記録(PDF等を含む)で在る場合はその複製物。	8月30日	不開示	—		地番の現況図(地籍図)は春日井市市税等に関する証明事務等取扱要領第13条により写しを交付することができるため。		
105	8月26日	請求	教育委員会 教育総務課	複写機の実賃借(院内学級)2施設 けやき学級 はなのき学級 平成22年8月5日入札執行の実賃借契約書 写しの開示請求を致します	実賃借契約書 (平成22年8月5日入札執行の春日井市民病院(けやき学級始め2施設))	9月27日	一部開示	法人印影	条例第7条第3号及び第4号該当	法人その他の団体に關する情報であつて、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため及び犯罪予防のため。	延長	
106	9月3日	申出	まちづくり推進部 建築指導課	平成22年7月1日から平成22年8月31日までに都市計画法に基づく開発行為における許可が下りた物件(※一戸建て住宅・宅地分譲・コンビニ・ガソリンスタンドを除く)を対象とする、開発行為許可申請書(カガミ部分)・設計説明書・位置図・給排水計画図。 ※変更許可も含む ※※参考資料参照 『個人情報(個人名・印影など)を除く。可能であれば磁気記録の交付を希望。』	開発行為許可申請書、設計説明書、位置図、給排水設備図(平成22年7月1日から平成22年8月31日までに許可が下りた物件分)	9月13日	一部開示	法人の代表者の印影	条例第7条第3号及び第4号に該当	法人及び事業を営む個人の内部情報保護及び犯罪予防のため		
107	9月14日	請求	教育委員会 学校教育課	2010.9.1より施行された長時間労働(教職員の)に対する「面接指導」及び「メンタル相談」、その他 産業医 校医等の業務に関する医師あるいは医師会との契約内容を示す文書。	・委嘱状(面接指導医) ・面接指導医の職務内容 ・春日井市立学校における長時間労働による健康障害防止のための面接指導実施要領 ・県立学校における長時間労働による健康障害防止のための面接指導実施要領 ・県立学校における長時間労働による健康障害防止のための面接指導実施要領の運用について ・委託状(メンタルヘルス面接相談医) ・メンタルヘルス面接相談医の職務内容 ・春日井市立学校におけるメンタルヘルス面接相談実施要領	10月28日	全部開示					延長

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容)	公文書の名称	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考	
108	9月14日	請求	教育委員会 学校教育課	2010年度の男鹿市交流学習に関する全文書、支出金調書等、予算、決算関係文書も含む。(何にいくら使ったか分かる文書)	<ul style="list-style-type: none"> 小学生男鹿市交流事業に伴う懇談会の実施について「22春教学第1047号」 平成22年度小学生男鹿市交流学習の受け入れ計画について(同)「22春教学第1046号」 平成22年度小学生男鹿市交流学習における春日井市長への表敬訪問について(同)「22春教学第952号」 取材依頼書・男鹿市小学生の春日井市長への表敬訪問について「22春教学第952号」訂正 春日井市少年自然の家利用許可書 平成22年度男鹿市教育委員会視察予定 「平成22年度小学生男鹿市交流学習礼状」について(同) 庁舎内催事場等使用許可申請書・庁舎駐車場使用申込書 勤労福祉会館 施設利用許可書 名古屋城見学申込のお願い 「平成22年度小学生男鹿市交流学習諸経費領収書」について(同) 小学生男鹿市交流学習結団式の開催について 小学生男鹿市交流学習結団式開催について 小学生男鹿市交流学習結団式のご案内 小学生男鹿市交流学習結団式及び第1回児童研修会・保護説明会の開催について 小学生男鹿市交流学習児童研修会の講師依頼について 小学生男鹿市交流学習結団式・児童研修会の開催について 平成22年度小学生男鹿市交流学習参加児童の推薦について(同) 平成22年度小学生男鹿市交流学習特別委員会の開催について(依頼)の送付について(同) 支出負担行為決議書兼支出命令書(支出命令番号7300) 支出負担行為決議書(支出負担行為番号13259) 小学生男鹿市交流受入事業委託「22春教学第475号」 支出負担行為決議書(支出負担行為番号5965) 平成22年度春日井市小学生男鹿市交流学習の視察について「22春教学第283号」 小学生男鹿市交流事業委託「22春教学第263号」 	10月28日	全部開示					延長
					<ul style="list-style-type: none"> 1.平成22年小学生男鹿市交流学習「ホームステイの受け入れの変更」について(同)の送付について(同) 2.平成22年度小学生男鹿市交流学習報告会 3.平成22年度小学生男鹿市交流学習第3回特別委員会打合せ事項 4.JTBからの春日井市男鹿市交流学習様宛資料 5.納平子商店 請求明細書 6.小学生男鹿市交流出発前打合せ 7.「平成22年度小学生男鹿市交流学習報告書の提出」について(同) 8.「平成22年度小学生男鹿市交流学習連絡先保護者配付文書」について(同) 9.第2回小学生男鹿市交流学習研修会 10.JTB中部からのFAX送信用紙 11.「平成22年度小学生男鹿市交流学習報告会市長挨拶要旨」について(同) 12.FAX送付状(産業技術記念館より) 13.名古屋テレビ塔展望料金について 14.名古屋城見学申し込みのお願い 15.平成22年度小学生男鹿市交流学習説明会要項 16.平成22年度小学生男鹿市交流学習結団式 17.平成22年度 HS名簿について 18.春日井スポーツ請求書・納品書 19.取材依頼書 20.平成22年度小学生男鹿市交流学習第2回特別委員会 21.平成22年度男鹿市交流学習ポロシャツ及び帽の発注について 22.平成22年度小学生男鹿市交流学習参加児童の推薦書及び調査書 23.平成22年度春日井市教委視察計画 24.平成22年度小学生男鹿市交流学習第1回特別委員会要項 25.支出命令書(支出命令番号14793) 	10月28日	一部開示	<p>公文書中名簿記載されている以下の項目については、開示しないこととする。</p> <p>「参加児童氏名」「ふりがな」「性」「生年月日」「年齢」「保護者」「郵便番号」「アレルギー」「質問」</p> <ul style="list-style-type: none"> 1.児童の氏名 2.児童の氏名 職員の生年月日、年齢、郵便番号、住所。電話番号 3.児童の氏名 職員のメールアドレス 4.取扱管理者及び担当者の氏名 児童の氏名 確認番号及び予約番号 5.当該商店の印影 金融機関名、口座の種類、口座番号 6.児童の氏名 職員の携帯電話番号 職員のメールアドレス 業者担当者の氏名 7.職員のメールアドレス 8.児童の氏名 9.児童の氏名 10.担当者の氏名 担当者の携帯番号 担当者のメールアドレス 11.児童の氏名 12.営業部担当者の氏名 13.営業部担当者の氏名 14.担当者の氏名 担当者の携帯番号 担当者のメールアドレス 15.職員の携帯番号 児童の氏名 16.職員の携帯番号 児童の氏名 17.名簿 18.当該法人の印影 19.児童の氏名・保護者名 20.職員の携帯電話番号 児童の氏名・性別 21.名簿 22.名簿関係 推薦理由 児童の受入人数 23.児童の氏名 担当者のJALチケットの確認及び予約番号 24.児童氏名 25.当該法人の印影、責任者、経理係、担当者、店主の印影、金融機関名、支店名、口座の種類、口座番号、担当者の印影 	条例第7条第2号及び第3号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため及び法人の内部情報であって、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため。	延長	
109	9月17日	申出	建設部 道路課	小野町5丁目62 6丁目1番15 6丁目52番 道路境界立会資料	小野町5丁目62 6丁目1番15 6丁目52番 道路境界立会資料	9月28日	一部開示	事業を営む個人の印影	条例第7条第3号及び第4号	事業を営む個人の内部情報及び犯罪防止のため。		
110	9月21日	請求	会計管理者 会計課	平成22年9月1日設置の全自動印刷機リコーSetelio A410に關わる消耗品 マスター インク品名 品番 版数 容量 定価 購入単価 東部 中部 西部中学校 坂下 山王 出川小学校 此の6枚の現在迄の納入明細書及び支払い命令書の開示請求を致します。	平成22年9月1日設置の全自動印刷機リコーSetelio A410に關わる消耗品 マスター インク品名 品番 版数 容量 定価 購入単価 東部 中部 西部中学校 坂下 山王 出川小学校 此の6枚の現在迄の納入明細書及び支払い命令書の開示請求を致します。	9月30日	不開示 (不存在)	—	不存在	開示請求期間内に支払いがされていないため。		

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足る事項(請求の内容)	公文書の名称	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
111	9月21日	請求	教育委員会 学校教育課	(1)放課後なかよし教室運営委員会議事録の平成21年度第1回より後のもの全部、平成22年度運営委員会名簿。 (2)平成22年7月に実施された放課後なかよし教室に係るアンケートについて ①調査を行うに至った経緯。 ②調査を実施した担当課係 ③調査目的 ④調査結果 ⑤調査結果への担当課及び運営委員の分析などが分る文書	・放課後なかよし教室運営委員会議事録の平成21年度第1回より後のもの全部。 ・平成22年度運営委員会名簿	10月25日	不開示 (不存在)	—	不存在	・平成21年度放課後なかよし教室運営委員会の開催回数は、1回のため、その後の議事録が存在しないため。 ・平成22年1月に運営委員会を休止したため、平成22年度運営委員会名簿は存在しない。	延長
					・放課後なかよし教室スタッフアンケート集計	10月25日	一部開示	・放課後なかよし教室アンケート集計(運営指導者) 問6の第一希望～第三希望の欄 ・放課後なかよし教室アンケートの結果(協力員) 問6の第一希望～第三希望の欄	条例第7条第7号に該当	人事管理に関する事項であり、円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため。	
					・放課後なかよし教室アンケートの実施について(同) ・放課後なかよし教室保護者アンケート集計 ・放課後なかよし教室学校アンケート集計 ・放課後なかよし教室アンケートの結果 ・子どもの家・なかよし教室の連携モデル校における検証	10月25日	全部開示				
112	9月30日	請求	教育委員会 学校教育課	平成22年7月に実施された「放課後なかよし教室保護者アンケート」の ・調査を実施した担当課 ・調査を実施した経緯 ・調査の目的及び結果 ・結果の分析	・放課後なかよし教室アンケートの実施について(同) ・放課後なかよし教室保護者アンケート集計 ・放課後なかよし教室アンケートの結果(保護者)	10月25日	全部開示			延長	
113	10月1日	請求	会計管理者 会計課	別紙「春日井市立中学校19小学校3校の平成22年9月1日設置のデジタル印刷機リーコーSateloA411」に関する消耗品マスタールインク平成22年9月1日から30日迄の購入品の品名 品番 版数 容量 定価 購入単価納入明細書及び支払い命令書の開示請求を致します。	支出命令書及び請求書	10月13日	一部開示	法人の印影及び口座情報	条例第7条第3号及び第4号	法人の内部管理情報の保護及び犯罪予防のため	
114	10月6日	請求	教育委員会 学校教育課	9月の全教職員の勤務時間記録と割り振り簿(中部・西部・小野・柏原・丸田・岩成台小)	・中部中学校「平成22年度9月出勤・退勤時間調べ」 ・西部中学校「平成22年度労働時間等の記録」 ・小野小学校「平成22年度9月出勤・退勤時間調べ」 ・柏原小学校「平成22年度労働時間の記録」 ・丸田小学校「平成22年度9月の全職員の勤務時間記録と割り振り簿」に該当する文書 ・岩成台小学校「平成22年度労働時間等の記録」	11月19日	一部開示	休眠額及び備考欄の記述	条例第7条第2号に該当	個人に関する情報であって、個人の権利利益を害するおそれがあるため。 休眠の内容を示す情報は、当該職員の健康や私生活の内容に関わるものであり、公務員としての職務遂行の内容に係る情報であるとはいえないため。	延長
115	10月6日	請求	教育委員会 学校教育課	1.教職員の勤務時間把握に関係する全資料(県への報告文書等)(県教委からの通知、校長への通知、勤務時間の集約、県教委への報告文書等) 2.書道科新設に関する全資料	・勤務時間の適正な管理及び長時間労働による健康障害防止について(通知)「21. 教職第1084号 平成22年3月5日付」 ・勤務時間の適正な管理について(通知)「21. 春教学第2169号」 ・「勤務時間の適正な管理及び長時間労働による健康障害防止」に関する取組状況の調査について(依頼)「事務連絡 平成22年6月4日」 ・「勤務時間の適正な管理及び長時間労働による健康障害防止」に関する取組状況の調査について(依頼)「事務連絡 平成22年9月17日」 ・教育課程特例校の指定に係る申請手続き等について(通知)「22 尾教第963号」 ・書道科新設にむけて「平成22年8月18日 春日井市教育委員会事務局」 ・教育課程特例校指定申請書の提出について(同)「22 春教教研第68号」 ・教育課程特例校指定申請書「平成22年8月25日」 ・第40次実施計画事業計画書 ・書道科新設に向けての予算予備調査	11月19日	全部開示				延長
116	10月7日	申出	財政部 資産課	地方税法に基づき作成された「家屋価格等縦覧帳簿」に登録・記載されている、家屋の「所在、家屋番号、種類、構造、床面積、階層、建築年月日」などの各項目のうち開示可能なものの一覧表。電磁的記録で在る場合はその複製物。平成22年1月1日現在のもの。	地方税法に基づき作成された「家屋価格等縦覧帳簿」に登録・記載されている、家屋の「所在、家屋番号、種類、構造、床面積、階層、建築年月日」などの各項目のうち開示可能なものの一覧表。電磁的記録で在る場合はその複製物。平成22年1月1日現在のもの。	10月18日	不開示	—		春日井市市税等に関する証明事務等取扱要領の規定により、家屋の「所在、家屋番号、種類、構造、床面積、階層、建築年」の内容は、「固定資産課税台帳登録事項証明書(家屋物件証明)」で確認することができるため。	
117	10月13日	申出	まちづくり推進部 都市政策課	春日井I.C出口付近に設置の案内看板「強巴林」について設置許可に関する資料	春日井IC出口付近に設置の案内看板「強巴林」について設置許可に関する資料	10月22日	不開示 (不存在)	—	不存在	当該箇所に屋外広告物を表示、又は掲出物件を設置された方から、屋外広告物件許可申請書が提出されていないため	
118	10月14日	申出	まちづくり推進部 建築指導課	平成22年7月1日から平成22年9月30日までに確認のおりた「建築計画概要書」の2面、3面すべて。(可能であれば電磁的記録の交付を希望)	建築計画概要書の2面及び3面(平成22年7月1日から9月30日までに確認がおりた分)	11月25日	全部開示				延長
119	10月15日	申出	健康福祉部 生活支援課	平成22年度生活保護法等における診療報酬明細書(レセプト)点検等業務委託の仕様書、契約書および契約金額。	支出負担行為決議書	10月27日	一部開示	① 法人の印影 ② 担当者の印影	条例第7条第2号、第3号及び第4号に該当	① 法人の内部管理情報の保護及び犯罪防止のため ② 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため	
120	10月19日	請求	教育委員会 教育総務課	「春日井市教育委員会情報公開事務取扱要領」の平成22年10月19日現在のもの	「春日井市教育委員会情報公開事務取扱要領」 (平成22年10月19日現在のもの)	11月2日	不開示 (不存在)	—	不存在	春日井市教育委員会では、情報公開請求に関する開示決定等に関しては、専断に関する規定を定めていないため、全ての文書について教育委員会において、議題として上程し、開示決定等の承認決定を行っている。従って、開示請求に係る公文書を、作成、保有していない。	延長
121	11月1日	請求	教育委員会 教育総務課	平成22年8月31日入札執行の春日井市立中学校 件名事務用機器 場所春日井市立小中学校 入札仕様書及び 各社変更後の仕様書の提示と落札業者との売買契約書の開示請求を致します。	事務用機器仕様書、事務用機器仕様書(同等品申請分)及び物品購入契約書(平成22年8月31日入札執行分)	11月15日	一部開示	法人印影	条例第7条第3号及び第4号に該当	法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため及び犯罪の予防のため。	

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容)	公文書の名称	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考	
122	11月1日	請求	教育委員会 学校教育課	2010.6月に発生した教員の非違行為に関するすべての文章。	非違行為に関する速報 非違行為について「22春教学第609号」 教員の処分について(協議)「22春教学第881号」 教員の処分について(通知)「22尾教第958号」	11月15日	一部開示	1.非違行為に関する速報 当該教員の氏名 当該教員の所属学校名 当該教員の所属学校名の教頭名 当該教員の生年月日 当該教員の年齢 当該教員の性別 当該教員の校務分掌 当該教員の関係する学年 当該教員の関係する学年の学習活動 2.非違行為について「22春教学第609号」(報告書、申立書含む) 当該教員の氏名 当該教員の氏名の私印影 当該教員の所属学校名 当該教員の所属学校の校長名 当該教員の所属学校の校長の私印影 当該教員の所属学校の職印影 当該教員の生年月日 当該教員の年齢、性別 当該教員の採用年月日 当該教員の本県勤務年数 当該教員の現所属先年月日 当該教員の関係する学年 当該生徒の学年の学習活動 当該生徒の氏名 当該生徒の学年 当該生徒の年齢 3.教員の処分について(協議)「22春教学第881号」起案及び控訴 当該教員の氏名 当該教員の所属学校名 当該教員の関係する学年 当該生徒の学年 当該生徒の学年の学習活動 4.教員の処分について(通知)「22春教学第958号」起案及び控訴 当該教員の氏名 当該教員の所属学校名 当該教員の関係する学年 当該生徒の学年 当該生徒の学年の学習活動	条例第7条第2号	当該職員個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。		
123	11月4日	申出	まちづくり推進部 建築指導課	平成22年9月1日から平成22年10月31日までに都市計画法に基づく開発行為における許可が下りた物件(※一戸建て住宅・宅地分譲・コンビニ・ガソリンスタンドを除く)を対象とする。開発行為許可申請書(カガミ部分)、設計説明書・位置図・給排水計画図 ※変更許可も含む ※参考資料参照 『個人情報(個人名・印影など)を除く。可能であれば、電磁記録の交付を希望。』	開発行為許可申請書、設計説明書、位置図、給排水計画図(平成22年9月1日から平成22年10月31日までに許可が下りた物件分)	11月15日	一部開示	法人の代表者の印影	条例第7条第3号及び第4号に該当	法人及び事業を営む個人の内部情報保護及び犯罪予防のため		
124	11月8日	申出	まちづくり推進部 都市政策課	別紙の住居表示台帳 春日井市東山町1丁目1番街区 春日井市東山町1丁目10番街区 春日井市東山町1丁目11番街区 春日井市東山町1丁目12番街区 春日井市東山町1丁目13番街区 春日井市東山町1丁目14番街区 春日井市東山町1丁目2番街区 春日井市東山町1丁目3番街区 春日井市東山町1丁目4番街区 春日井市東山町1丁目5番街区 春日井市東山町1丁目6番街区 春日井市東山町1丁目7番街区 春日井市東山町1丁目8番街区 春日井市東山町1丁目9番街区 春日井市東山町2丁目1番街区 春日井市東山町2丁目2番街区 春日井市東山町2丁目3番街区 春日井市東山町2丁目4番街区 春日井市東山町2丁目5番街区 春日井市東山町2丁目6番街区 春日井市東山町2丁目7番街区 春日井市東山町2丁目8番街区 春日井市東山町2丁目9番街区 春日井市東山町3丁目1番街区 春日井市東山町3丁目10番街区 春日井市東山町3丁目11番街区 春日井市東山町3丁目12番街区 春日井市東山町3丁目13番街区 春日井市東山町3丁目14番街区 春日井市東山町3丁目2番街区 春日井市東山町3丁目3番街区 春日井市東山町3丁目4番街区 春日井市東山町3丁目5番街区 春日井市東山町3丁目6番街区 春日井市東山町3丁目7番街区 春日井市東山町3丁目8番街区 春日井市東山町3丁目9番街区 春日井市東山町4丁目1番街区 春日井市東山町4丁目10番街区 春日井市東山町4丁目11番街区 春日井市東山町4丁目12番街区 春日井市東山町4丁目13番街区 春日井市東山町4丁目14番街区 春日井市東山町4丁目15番街区 春日井市東山町4丁目2番街区 春日井市東山町4丁目3番街区 春日井市東山町4丁目4番街区 春日井市東山町4丁目5番街区 春日井市東山町4丁目6番街区 春日井市東山町4丁目7番街区 春日井市東山町4丁目8番街区 春日井市東山町4丁目9番街区 春日井市東山町5丁目1番街区 春日井市東山町5丁目10番街区 春日井市東山町5丁目11番街区 春日井市東山町5丁目12番街区 春日井市東山町5丁目13番街区 春日井市東山町5丁目14番街区 春日井市東山町5丁目15番街区 春日井市東山町5丁目2番街区 春日井市東山町5丁目3番街区 春日井市東山町5丁目4番街区 春日井市東山町5丁目5番街区 春日井市東山町5丁目6番街区 春日井市東山町5丁目7番街区 春日井市東山町5丁目8番街区 春日井市東山町5丁目9番街区	住居表示台帳(桃園地区)	11月16日	全部開示					
125	11月9日	申出	産業部 農政課	平成22年4月1日から同年9月30日まで、農地法第3条、第4条、第5条許可申請書の申請人及び代理人の表記されている部分、委任状。 農地法申請等受付票(上記文書に係るもの)	農地法第3条の規定による許可申請書 農地法第4条の規定による許可申請書 農地法第5条の規定による許可申請書 上記許可申請書に係る委任状及び農地法申請等受付票	11月24日	一部開示	許可申請書 ①譲受人及び譲渡人の氏名、住所、年齢、印影、個人コード ②法人及び個人事業主の印影 委任状 ①委任者及び委任状の氏名、住所及び印影 ②法人及び個人事業主の印影 受付表 ①提出者の氏名及び電話番号	条例第7条第2号、第3号及び第4号に該当	①個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。 ②法人及び個人事業主の内部情報であって権利を害する恐れがあるため及び犯罪防止のため		

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容)	公文書の名称	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
126	11月9日	申出	まちづくり推進部 建築指導課	平成22年4月1日から同年9月30日まで、都市計画法第29条第1項及び第43条1項の規定による許可申請書、委任状、設計説明書(設計者氏名が表記されている部分)	1. 開発行為許可申請書、設計説明書(設計者氏名が表記されている部分)、委任状 2. 建築物の新築、改築もしくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設計可書(新設協議書)、委任状	11月24日	一部開示	①法人及び個人事業主の印影 ②個人の氏名、住所、電話番号及び印影、担当者氏名・印影及び携帯電話番号、登録番号(一級、二級建築士及び行政書士除く) ただし、都市計画法第47条第5項において閲覧に供することのできる部分を除く	条例第7条第2号第3号及び第4号該当	①法人の内部情報であり、公にすることにより当該事業者の権利利益を害する恐れがあるため及び犯罪防止のため ②個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるため	
127	11月15日	請求	会計管理者 会計課	平成21 22年度 常任委員会、行政調査に係る 支出命令書	支出命令書及び添付書類	11月19日	一部開示	法人の担当者名、印影及び口座情報	条例第7条第2号、第3号及び第4号該当	個人情報及び法人の内部管理情報の保護並びに犯罪予防のため	
128	11月16日	請求	教育委員会 教育総務課	春日井市立坂下 岩成台西 石尾台小学校に設置の印刷機リコー Satelio A410に関する消耗品マスター インク 支出負担行為決議書の起算日が平成21年9月1日～22年8月31日迄の1年間に購入の数量 A3マスターの版数 インクの容量(黒)純正 汎用全ての品名 品番 仕入先の方分かる明細書の開示請求を致します。	見積書(春日井市立坂下、岩成台西、石尾台小学校において印刷機リコーサテリオA410について平成21年9月1日から平成22年8月31日までに購入した消耗品に関するもの)	11月30日	一部開示	法人印影	条例第7条第3号及び第4号該当	法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため及び犯罪の予防のため。	
129	11月17日	請求	教育委員会 学校教育課	北城小、上条小、丸田小、出川小、中部中、東部中の「管理職の現認による労働時間等の記録(10月)」全職員分 上記以外の小中学校の「管理職の現認による労働時間等の記録(4月～10月)」教務主任者分	●「平成22年度4月～8月の教務主任の勤務時間記録」に該当する文書:味美小、岩成台中。 ●労働時間の記録(平成22年度4月～10月の教務主任の分):白山小、勝川小、篠木小、坂下小、西尾小、高座小、玉川小、藤山台小、神領小、山王小、藤山台東小、松原小、岩成台小、西山小、西藤山台小、高森台小、柏原小、大手小、中央台小、岩成台西小、松山小、神屋小、石尾台小、東高森台小、篠原小、押沢台小、西部中、高蔵寺中、藤山台中、知多中、松原中、高森台中、柏原中、味美中、南城中、石尾台中。 ●労働時間の記録(平成22年度9・10月の教務主任の分):味美小、鷹来小、牛山小、八幡小、東野小、坂下中、鷹来中、岩成台中。 ●出勤・退勤時間調べ(平成22年度4月～8月の教務主任の分):鷹来小、牛山小、八幡小、東野小、坂下中、鷹来中。 ●出勤・退勤時間調べ(平成22年度4月～10月の教務主任の分):春日井小、小野小、不二小。 ●出勤・退勤時間調べ(平成22年度10月の管理職を除く全職員分):上条小、出川小、中部中。 ●出退勤調査(平成22年4月～8月):鳥居松小 ●出勤・退勤時間の記録(平成22年度9・10月の教務主任の分):鳥居松小。 ●労働時間の記録(平成22年度10月の教務主任を除く全職員分):北城小。 ●「平成22年度10月の勤務時間記録のうち管理職を除く全職員分」に該当する文書:丸田小。 ●労働時間の記録(平成22年度10月の管理職を除く全職員分):東部中	12月22日	一部開示	休眠の種類、時間、理由、及び職免の理由	条例第7条第2号該当	個人に関する情報であって、個人の権利利益を害するおそれがあるため、休眠や職免の内容を示す情報は、当該職員健康や私生活の内容に関わるものであり、公務員としての職務遂行の内容に係る情報であるとはいえないため。	延長
130	11月19日	請求	健康福祉部 障がい福祉課	①発達障害者の定義が記載されている文書 ②発達障害者支援法上の発達障害者の定義が記載されている文書 ③発達障害者支援法上の自閉症者定義の記載されている文書 ④障害程度区分判定審査会に提出された文書及び議事録のうち、発達障害の診断をされた者 任意の2人分(H19年度～H22年度)	①発達障害者の定義が記載されている文書 ②発達障害者支援法上の発達障害者の定義が記載されている文書 ③発達障害者支援法上の自閉症者の定義が記載されている文書 ④障害程度区分判定審査会に提出された文書及び議事録のうち発達障害と診断されたもの任意の2人分(H19年度～H22年9月分)	12月1日	不開示 (不存在)	—	不存在		
131	12月1日	請求	会計管理者 会計課	春日井市立篠木小学校で現在設置使用のデジタル印刷機の消耗品リソグラフRE332 デュプロDP-S550両機のマスターインクの平成22年4月1日～22年11月30日の8ヶ月間の各機に使用のマスター-A3版数 インク容量cc 純正、汎用全ての購入実績 支出命令書の開示請求を致します。	支出命令書	12月9日	一部開示	法人の印影及び口座情報	条例第7条第3号及び第4号該当	法人の内部管理情報の保護及び犯罪予防のため	
132	12月3日	請求	財政部 資産税課	春日井市乙輪町2-34 朝鮮総連東春支部の土地・建物の減免に関する書類	春日井市乙輪町2-34 朝鮮総連東春支部の土地・建物の減免に関する書類(文書保存されている平成17年度から22年度までの期間)	12月16日	不開示 (不存在)	—	不存在	平成17年度から平成22年度(12月1日現在まで)に、該当の土地・建物に関する「都市計画税・固定資産税減免申請書」を取得していないため。	
133	12月20日	請求	教育委員会 学校教育課	放課後なかよし教室と子どもの家との連携に係る実施要項及びモデルプラン実施の検証結果	子どもの家・なかよし教室の交流事業モデル校における検証の結果	12月27日	全部開示	—			
134	12月22日	請求	教育委員会 学校教育課	放課後なかよし教室事業と子どもの家事業との「連携」等に関するモデル事業の実施要綱の類の文書	放課後なかよし教室事業と子どもの家事業との「連携」等に関するモデル事業の実施要綱の類の文書	12月27日	不開示 (不存在)	—	不存在	文書を作成していないため	
135	1月5日	申出	消防本部 消防総務課	平成22年4月から今日現在までに契約した損害保険契約の証券等。 ※全国市有物件災害共済会の火災共済、自動車共済は除く。 ※補償内容(保険料、保険金額など)が記載されている面のみ必要(裏面は不要)	傷害保険証券	1月18日	全部開示				

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容)	公文書の名称	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
136	1月5日	申出	教育委員会 教育総務課	平成22年4月から今日現在までに契約した損害保険契約の証券写。 ※全国市有物件災害共済会の火災共済、自動車共済は除く。 ※補償内容(保険料、保険金額など)が記載されている面ののみ必要(裏面は不要)	【教育総務課】1.貨紙幣類・有価証券年建運送保険(新マネーカード) 【学校教育課】1.2.団体総合補償制度費用保険証券(学習指導協力者補償規定担保契約)(行事参加者補償制度費用保険契約)体育文化連盟行事関係3.団体総合補償制度費用保険証券(行事参加者補償制度費用保険契約)放課後および教室参加者関係4.ボランティア活動保険証券(放課後子ども教室推進事業関係) 【野外教育センター】1.賠償責任保険証券(春日井市少年自然の家関係) 【文化財課】1.賠償責任保険証券(内津文化財まつり関係)2.3.普通傷害保険証券(内津文化財まつり参加者関係)レクリエーション関係)4.レジャー・サービス施設費用保険証券(ハニワまつり関係)5.賠償責任保険証券(ハニワまつり関係)6.普通傷害保険証券(下原古窯特別公開関係)7.8.9.10.11.普通傷害保険証券(レクリエーション関係)12.レジャー・サービス施設費用保険証券(内津文化財祭関係)	1月18日	一部開示	法人の印影	条例第7条第3号及び第4号該当	法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため及び犯罪の予防のため。	
137	1月5日	申出	総務部 総務課	平成22年4月から今日現在までに契約した損害保険契約の証券写。 ※全国市有物件災害共済会の火災共済、自動車共済は除く。 ※補償内容(保険料、保険金額など)が記載されている面ののみ必要(裏面は不要)	1.運送保険(会計課)、2.3.傷害保険(ごみ減量推進課)、4.普通傷害保険(環境政策課)、5.普通傷害保険(企画課)、6.普通傷害保険(広報広聴課)、7.普通傷害保険(高齢福祉課)、8.普通傷害保険(健康増進課)、9.10.11.普通傷害保険(介護保険課)、12.普通傷害保険(河川排水課)、13.動産総合保険(生涯課)、14.企業用賠償責任保険(住宅施設課)、15.個人賠償責任保険(住宅施設課)、16.団体総合補償制度費用保険(公園緑地課)、17.普通傷害保険(公園緑地課)、18.動産総合保険(収納課)、19.20.動産総合保険(管財契約課)、21.22.23.賠償責任保険(管財契約課)、24.機械保険(管財契約課)、25.賠償責任保険(市民活動推進課)、26.動産総合保険(青少年女性センター)、27.賠償責任保険(企画経営課)、28.普通傷害保険(子育て子育て支援センター)、29.普通傷害保険(子ども政策課)、30.傷害保険[行政協力員団体](子ども政策課)、31.賠償責任保険(子ども政策課)、32.機械保険(交通対策課)、33.傷害保険(交通対策課)、34.35.普通傷害保険(人事課)、36.国内旅行総合保険(人事課)、37.普通傷害保険(生涯学習課)、38.39.40.普通傷害保険(スポーツ課)、41.団体総合補償制度費用保険(スポーツ課)、42.普通傷害保険(スポーツ課)、43.動産総合保険(都市整備課)	1月18日	一部開示	1.法人の印影 2.取扱代理店担当者の氏名及び市営住宅居住者の氏名	条例第7条第2号第3号及び第4号該当	1.法人に関する情報であって、権利利益を害するおそれがあるため及び犯罪の予防のため。 2.個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるため。	
138	1月5日	請求	教育委員会 教育総務課	春日井市立小中学校54校に 購入設置の拡大機(シルバー精工製品)の取得年月日 製造者名 購入価格 納入業者 品名 品番 備品台帳に掲載してある明細の開示請求を致します	全校備品供用簿(シルバー精工製拡大機分)	1月19日	全部開示				
139	1月6日	申出	まちづくり推進部 建築指導課	平成22年11月1日から平成22年12月31日までに都市計画法に基づく開発行為における許可が下りた物件(※一戸建て住宅・宅地分譲・コンビニ・ガソリンスタンドを除く)を対象とする、開発行為許可申請書(カガミ部分)・設計説明書・位置図・給排水計画図。 ※変更許可も含む ※※参考資料参照 『個人情報(個人名・印影など)を除く。可能であれば、電磁記録の交付を希望。』	開発行為許可申請書、設計説明書、位置図、給排水計画図(平成22年11月1日から平成22年12月31日までに許可が下りた物件分)	1月13日	一部開示	法人の印影	条例第7条第3号及び第4号に該当	法人及び事業を営む個人の内部情報保護及び犯罪予防のため	
140	1月7日	申出	教育委員会 教育総務課	春日井市教育委員会会議録(1995年4月1日～1998年3月31日)	春日井市教育委員会会議録(1995年4月1日～1998年3月31日)	1月21日	不開示	—	—	春日井市情報公開条例施行前の文章であるため対象外	
141	1月7日	請求	教育委員会 学校教育課	2010年度の男鹿市交流学習に関する全文書。(2010.9.14以前の保有公文書は除く)	・男鹿・春日井市児童交流会の文集の送付について ・男鹿市教育委員会教育長より 礼状 ・平成22年度「男鹿市の思い出」の配布について(伺) ・庁舎駐車場使用申込書 ・平成22年度男鹿市交流学習参加者名簿 ・平成22年度男鹿市・春日井交流学習「ホームステイ・セレモニー典礼」 ・ホームステイ対面式春日井市児童代表あいさつにて ファクシミリ連絡票 平成22年度小学校男鹿市交流春日井市長表敬訪問 次第 ・秋田県男鹿市訪問団部屋割り ファクシミリ連絡票 ・平成22年度小学生男鹿市交流学習「ホームステイ」の受け入れの変更についてJの送付について2(伺) ・平成22年度小学生男鹿市交流学習第4回特別委員会打合事項 ・支出負担行為決議書「支出負担行為番号27934」 ・支出命令書「支出負担行為番号27934 支出命令番号27679」 ・支出負担行為決議書「支出負担行為番号42832」 ・支出命令書「支出負担行為番号42832 支出命令番号45671」 ・支出負担行為決議書「支出負担行為番号35810」 ・支出命令書「支出負担行為番号35810 支出命令番号37707」 ・支出負担行為決議書「支出負担行為番号35812」 ・支出命令書「支出負担行為番号35812 支出命令番号37724」 ・支出負担行為決議書「支出負担行為番号40646」 ・支出命令書「支出負担行為番号40646 支出命令番号44103」 ・小学校男鹿交流事業委託の変更について(伺) ・支出負担行為変更決議書「変更負担行為番号5965-1」 ・戻入命令書「支出命令番号5710-1」 ・支出命令書「支出負担行為番号5965 支出命令番号5710」 ・完了報告書 ・平成22年度 小学生男鹿市交流学習 委託金会計(日計)	1月21日	一部開示	・児童の氏名。職員の手帳電話番号 ・法人・団体・代表者・取扱者・係員・担当者の印影、出納責任者・担当者・取扱者・作成者・取扱管理者・発行者の氏名、金融機関名、支店名、口座の種類、口座番号	条例第7条第2号第3号及び第4号該当	児童の氏名。職員の手帳電話番号出納責任者・担当者・取扱者・作成者・取扱管理者・発行者の氏名は当該職員個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。また個人の権利利益を侵害するおそれがあるため。 「法人・団体・代表者・取扱者・係員・担当者の印影、金融機関名、支店名、口座の種類、口座番号」は、法人の内部事情であって、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため。また犯罪の予防のため。	
142	1月17日	申出	まちづくり推進部 建築指導課	平成22年10月1日から平成22年12月31日までに確認のおりた「建築計画概要書」の2面、3面すべて。(可能であれば電磁記録の交付を希望)	建築計画概要書の2面及び3面(平成22年10月1日から12月31日までに確認がおりた分)	2月22日	全部開示				延長

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容)	公文書の名称	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
143	1月18日	請求	財政部 管財契約課	平成23年1月7日入札執行の小中学校 学習机 椅子 天板 落札業者のメーカー名 品名 品番 数量 単価 金額の分かる明細書及び参加者個々の入札仕様書明細のメーカー名の分かる書類の開示請求を致します。	学習机等(小学校)仕様書 学習机等(中学校)仕様書	1月19日	一部開示	法人代表者の印影	条例第7条第3号及び第4号に該当	法人の内部管理情報保護及び犯罪予防のため	
144	1月21日	請求	企画政策部 広報広聴課	平成22年9月22日付上条区長から市長宛に提出された要望書の回答	排水路と止水と住宅開発について(回答)	1月28日	全部開示				
145	1月26日	請求	議会事務局 議事課	平成19,20年度の国内行政視察(支出命令書)の内容(議員)及び随員職員の旅費(部長と議員)(平21の政務調査費)に係る「海外行政調査」の氏名、先行、旅費(全額と1人当り)	常任委員会行政調査に係る支出負担行為兼支出命令書(平成19年度・20年度分)、海外行政調査研究修費明細書(平成21年度分)	2月8日	全部開示				
					常任委員会行政調査に係る減額負担行為兼戻入命令書(平成19年度分)	2月8日	一部開示	①取扱金融機関の担当者の氏名	条例第7条2号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。	
146	1月28日	申出	まちづくり推進部 都市政策課	原則:平成22年7月1日から平成22年12月31日までに付定のあった春日井市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく住居表示実施地区の新築届、付番通知書等、新設物件の受付日(付定日)・町名・住居番号・地番の明記されている資料(氏名部分必要ありません)下記見本参照(※1)と該当の住居表示台帳又は位置図(※1との業がりが分かるよう付定日・印等明記願います。)代替案1:新築届・付番通知書等、新設物件の受付日(付定日)・印等明記。 代替案2:新築届の付定日・地番のある住居表示台帳	平成22年7月1日から平成22年12月31日までに付定のあった春日井市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく住居表示実施地区の新築届、付番通知書等、新設物件の受付日(付定日)・町名・住居番号・地区の明記されている資料と該当の住居表示台帳又は位置図	2月2日	不開示 (不存在)	—	不存在	平成22年7月1日から平成22年12月31日の間に、春日井市住居表示に関する条例第3条の規定に基づく届出(建物等異動届出書)が無かったため。	
147	2月1日	請求	教育委員会 教育総務課	別紙の通り小学校9校中学校1校 この学校に設置の拡大機についてメーカー名 納入業者 納入月日 品名 品番 購入金額の分かる書類を開示請求いたします 別紙:春日井市立東部中学校 春日井市立小野 神領 松原 西山 高森台 柏原 東高森台 徳原 押沢台小学校 中学校1校 小学校9校 計10校	春日井市立松原小学校、柏原小学校及び徳原小学校に設置されている拡大機に関するメーカー名や購入金額等が分かる書類	2月15日	不開示 (不存在)	—	不存在	春日井市教育委員会では、各学校の要望に基づいて拡大機を購入している。したがって、要望のない上記3校については購入していないため、開示請求に係る公文書を、作成、保有していないため。	
					全校備品供用簿 (春日井市立東部中学校、小野小学校、神領小学校、西山小学校、高森台小学校、東高森台小学校及び押沢台小学校の拡大機分)	2月15日	全部開示				
148	2月16日	請求	議会事務局 議事課	春日井市議会議員の政務調査費(H21年度)の報告書	政務調査費収支報告書(平成21年度)	2月28日	一部開示	①法人印影 ②捺印先口座情報(口座名義を除く。) ③担当者の氏名及び印影	条例第7条第2号第3号及び第4号該当	①当該法人の内部管理情報で、公にすることにより、法人等の事業活動が損なわれる恐れがあるため。犯罪予防のため。 ②当該法人の内部管理情報で、公にすることにより、法人等の事業活動が損なわれる恐れがあるため。 ③個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。	
149	2月25日	請求	教育委員会 教育総務課	春日井市教育委員会 平成23年2月18日見積提出期限坂下小学校始め4校、西部 石尾台 岩成台中学校 3校 学習机 椅子の2物件 落札業者名 商品名 商品番号 落札金額 机 椅子個々の単価 明確に分かる書類の開示請求を致します	発注書 (平成23年2月18日付け見積書提出期限の坂下小学校始め4校及び西部中学校始め3校に係る学習机及び椅子分)	3月11日	全部開示				
150	2月28日	請求	議会事務局 議事課	平成19～21年度の春日井市議会議員の海外行政視察に関する計画書と報告書	海外行政調査の計画書及び収支予算書(平成19年～22年度分)、復命書(平成19年度分)及び報告書(平成20～22年度分)	3月2日	全部開示				
151	3月15日	請求	教育委員会 教育総務課	物件学習机椅子 春日井市小中学校 見積提出期限平成23年2月18日全物件の見積結果調書及び落札業者にに対する発注書の開示請求を致します。 発注書 株式会社カナメ及び有限会社東海オーエーシステムを除く。	発注書及び見積書(平成23年2月18日付け見積書提出期限の落札業者に対する発注書及び見積書。ただし、株式会社カナメ及び有限会社東海オーエーシステム分の発注書及び有限会社イナガキ事務機分の見積書を除く。)	3月29日	一部開示	(1)法人印影 (2)担当者名	条例第7条第2号第3号及び第4号該当	(1)法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該個人及び法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため及び犯罪の予防のため。 (2)個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。	
152	3月22日	請求	教育委員会 学校教育課	各小中学校長から提出された、2009年度、2010年度の「教職員評価制度による評価実施報告書」	教職員評価制度による評価報告書 平成21年度春日井市内全校分	4月5日	一部開示	(1)教職員の「達成度自己評価」及び「評価」 (2)職務の理由により評価を行わなかった者がいる学校の「職名」、「氏名」及び「理由」 (3)「特記すべき事項」に記載された個人に関する情報及び評価者による評価内容	条例第7条2号及び7号	(1)教職員評価制度は、校長の経営方針に基づき教職員が主体的に目標設定し、評価者との面談を通して意思の疎通を図り、目標の達成度を自己評価し、評価者による評価を本人にフィードバックするものである。 評価者の評価を公にすることにより、評価の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため。 また、目標の達成度は自己評価は、自己の内心を表したものであり、職務の遂行に係る情報とはいえ、公にすることによって、個人の権利利益を侵害するおそれがあるため。 (2)評価を行わなかった理由については、個人に関する情報であって、職務の遂行に係る情報とはいえない。また、評価を行わなかった者を公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるため、当該評価報告書に記載のあるすべての教職員に職名、氏名を公にしないことが必要となるため。 (3)「特記すべき事項」には、被評価者個人の権利利益に関する情報及び評価に関する事項が記載されており、公にすることにより、個人の権利利益を侵害するおそれ及び評価の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため。	
					教職員評価制度による評価報告書(平成22年度)	4月5日	不開示 (不存在)	—	不存在	開示請求の受付日において、2010年度の「教職員評価制度による評価報告書」を保有していないため。	

資料2 平成22年度個人情報保護実施状況一覧表

整理番号	受付日	区分	担当課等	開示請求等に係る保有個人情報記録されている公文書の名称その他保有個人情報特定するに足る事項	開示請求等に係る保有個人情報記録されている公文書の件名	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示等しないこととした部分	開示等しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
1	4月22日	請求	市民生活部 市民課	平成22年3月5日から、平成22年4月22日迄の住民票及び戸籍に関する交付申請書	・住民票の写し等職務上請求書 ・戸籍謄本等職務上請求書 ・戸籍証明等の交付申請書 (申請期間:平成22年3月5日～平成22年4月22日)	4月28日	一部開示	請求者の事務所の電話番号、FAX番号、職印及び登録番号	条例第17条第3号に該当	・請求者の個人の氏名、住所及び電話番号、FAX番号、職印及び登録番号については、開示請求者に係る保有個人情報には該当しないため。 ・利用目的については、開示請求者以外の個人に関する情報のため。	
2	5月12日	請求	市民生活部 市民課	住民票及び戸籍の写しの交付申請書(H20.1.1～H22.5.12まで)戸籍(H19.4.1～H22.5.12まで)住民票	戸籍証明等の交付申請書 (申請期間 平成20年1月1日～平成22年5月12日)	5月20日	不開示 (不存在)	—	不存在	平成20年1月1日から平成22年5月22日までの申請期間については、戸籍証明等の交付申請がなく、当該保有個人情報を保有していないため。	
					住民票の写し等交付申請書 (申請期間 平成19年4月1日～平成22年5月12日)	5月20日	全部開示				
3	5月14日	請求	市民生活部 市民課	住民票及び戸籍に関する交付申請書 住民票 H19.4月1日～H22.5月14日 戸籍 H20.1月1日～H22.5月14日	・戸籍謄本、住民票の写し等職務上請求書 ・戸籍証明等の交付申請書 ・住民票の写し等交付申請書 (戸籍 申請期間:平成20年1月1日～平成22年5月14日) (住民票 申請期間:平成19年4月1日～平成22年5月14日)	5月20日	一部開示	請求者の事務所の電話番号、職印、登録番号及び依頼者の氏名	条例第17条第3号に該当	請求者の事務所の電話番号、職印、登録番号及び依頼者の氏名については、開示請求者に係る保有個人情報には該当しないため。	
4	6月18日	請求	市民生活部 市民課	住民票 平成22年6月5日(土)以降 6月8日(火)まで	住民票の写し等交付申請書 (申請期間 平成22年6月5日～平成22年6月8日)	5月15日	不開示 (不存在)	—	不存在	平成22年6月5日から平成22年6月8日までの申請期間については、住民票の写し等交付申請がなく、当該保有個人情報を保有していないため。	
5	8月27日	請求	財政部 収納課	〇〇〇〇の健康保険振替依頼書(平成18年ころ作成)	国民健康保険税口座振替届出書・自動振込受付通知書	8月30日	全部開示				
6	10月25日	請求	市民生活部 市民課	H22年10月23日～H22年10月25日までの住民票及び戸籍に関する交付申請書。	住民票の写し等交付申請書 戸籍証明等の交付申請書 (申請期間:平成22年10月23日～平成22年10月25日)	10月26日	不開示 (不存在)	—	不存在	平成22年10月23日から平成22年10月25日までの申請期間については、住民票の写し等交付申請及び戸籍証明等交付申請がなく、当該保有個人情報を保有していないため。	
7	11月8日	請求	市民生活部 市民課	平成22年10月1日～平成22年11月7日までの住民票の写し等の交付申請書	住民票の写し等申請書(申請期間 平成22年10月1日～平成22年11月7日)	11月12日	不開示 (不存在)	—	不存在	平成22年10月1日から平成22年11月7日までの申請期間については、住民票の写し等交付申請及び戸籍証明等交付申請がなく、当該保有個人情報を保有していないため。	
8	12月27日	請求	市民生活部 市民課	〇〇〇〇の住所変更届 H21.11.1-H21.11.30まで 春日井市〇〇町〇〇番地	・住民異動届書(申請期間:平成21年11月1日～平成21年11月30日)	1月7日	一部開示	届出人の電話番号、印影及び本人確認書類(運転免許証)に関する情報	条例第17条第3号に該当	保有個人情報の本人以外に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は保有個人の本人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されているため。	
9	12月27日	請求	消防本部 通信指令室	119番通報内容	119番通報内容の録音テープ	1月12日	全部開示				期間延長
10	1月4日	請求	消防本部 消防署東出張所	救急活動資料(救急出場報告書、救急隊活動記録票、心電図記録)	救急処置記録(救急出場報告書、救急隊活動記録票、心電図記録)	1月17日	全部開示				期間延長

資料 平成22年度会議公開実施状況一覧

担当課	附属機関等の名称	公開非公開 の状況	会議開催数		傍聴 人数
			公開	非公開	
秘書課	表彰審査委員会	非公開		1	—
企画課	総合計画審議会	公開	0		0
	行政改革推進委員会	公開	1		2
政策推進課	総合計画推進市民委員会	公開	5		23
総務課	開発事業紛争調停委員会	公開	0		0
		非公開		0	—
	情報公開・個人情報保護審査会	非公開		8	—
人事課	特別職報酬等審議会	公開	2		4
市民安全課	防災会議	公開	1		0
	国民保護協議会	公開	0		0
交通対策課	地域公共交通会議	公開	2		5
	自転車等駐車対策協議会	公開	1		0
市民活動支援センター	市民活動支援センター運営委員会	公開	3		2
男女共同参画課	男女共同参画審議会	公開	5		9
青少年女性センター	青少年女性センター運営委員会	公開	2		2
勤労青少年ホーム	勤労青少年ホーム運営委員会	公開	2		2
市民活動推進課	市民憲章審議会	—	—	—	—
市民生活課	社会奉仕活動事故見舞金支給審査委員会	非公開		0	—
文化課	春日井市民会館運営審議会	一部公開	0		
スポーツ課	スポーツ表彰審査会	非公開		1	—
生涯学習課	生涯学習審議会	公開	2		1
道風記念館	道風記念館運営協議会	公開	1		0
健康増進課	保健計画推進委員会	公開	2		3
	救急医療対策協議会	公開	1		8
	予防接種健康被害調査委員会	非公開	—	—	—
	〇157対策連絡会	—	—	—	—
	保健予防調整会	—	—	—	—

担当課	附属機関等の名称	公開非公開 の状況	会議開催数		傍聴 人数
			公開	非公開	
高齢福祉課	高齢者総合福祉計画推進協議会	公開	2		11
	老人ホーム入所判定委員会	非公開		1	—
	福祉有償運送運営協議会	一部公開	1		—
	民生委員推薦会	非公開		3	—
介護保険課	介護認定審査会	公開	0		0
	〃 (合議体)	非公開		184	—
	地域包括支援センター運営等協議会	公開	4		4
	高齢者虐待防止連絡協議会	公開	1		0
障がい福祉課	障害程度区分判定審査会	非公開		23	—
	障がい者施策推進協議会	公開	2		15
	地域自立支援協議会	一部公開	3		28
保険医療年金課	国民健康保険運営協議会	公開	2		2
子ども政策課	要保護児童対策地域協議会	非公開		1	—
	次世代育成支援対策地域協議会	公開	1		3
保育課	障がい児保育審査委員会	非公開		2	—
環境政策課	環境審議会	公開	4		10
ごみ減量推進課	廃棄物減量等推進審議会	公開	3		14
経済振興課	商工業振興審議会	公開	0		0
農政課	農業振興地域整備計画検討委員会	公開	5		5
都市政策課	都市計画審議会	公開	3		4
	町名等審議会	公開	1		0
	都市景観審議会	公開	1		1
都市整備課	尾張都市計画事業松河戸土地区画整理審議会	一部公開	1		0
	まちづくり交付金評価委員会	公開	0		0
建築指導課	建築審査会	非公開		11	—
	開発審査会	非公開		6	—
	旅館等建築審査会	非公開		0	—
公園緑地課	緑の審議会	公開	2		2

担当課	附属機関等の名称	公開非公開 の状況	会議開催数		傍聴 人数
			公開	非公開	
勝川管理課	尾張都市計画事業勝川駅南口周辺土地地区画整理審議会	一部公開	1		2
	まちづくり交付金勝川駅周辺地区評価委員会	公開	0		0
消防本部総務課	消防賞じゅつ金等審査委員会	—	—	—	—
学校教育課	藤山台中学校区学校規模適正化地域協議会	公開	4		12
	通学区域審議会	公開	0		0
	いじめ・不登校対策協議会	非公開		2	—
	学校保健結核対策委員会	非公開		2	—
	就学指導委員会	非公開		2	—
	放課後なかよし教室運営委員会	公開	1		3
文化財課	文化財保護審議会	公開	2		0
図書館	図書館協議会	公開	2		4
	子ども読書活動推進計画策定委員会	公開	3		8
給食センター	学校給食センター運営委員会	公開	2		0
市民病院管理課	市民病院事業評価委員会	公開	1		5
企画経営課	下水道基本計画策定検討委員会	公開	3		8
	水道事業運営研究会	公開	—	—	—
			85	247	202

※非公開で行われた会議の247回のうち、介護認定審査会（合議体）が184回になっています。

答 申 書

第 1 審査会の結論

春日井市議会（以下「市議会」という。）が平成 22 年 3 月 30 日付け 21 春議第 1629 号で不存在を理由に行った公文書不開示決定は、妥当である。

第 2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、春日井市情報公開条例（平成 12 年春日井市条例第 40 号）第 6 条に基づく開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、平成 22 年 3 月 30 日付け 21 春議第 1629 号により市議会が行った不開示決定を取り消し、すべての開示を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、異議申立書、意見書及び口頭意見陳述によると、おおむね次のとおりである。

- (1) 政務調査費は補助金という位置づけであり、目的以外の用途に使用することは認められず、整合性を確かめるためにも収支報告書にすべての領収書を添付するのが当然である。
- (2) 職員の公務に係る旅費を定めた、春日井市職員等の旅費に関する条例（以下「旅費条例」という。）及び春日井市職員等の旅費の支給に関する規則（以下「旅費規則」という。）を、補助金である政務調査費を使い調査研究を行う議員の旅費に準用するのは誤りである。仮に、準用していることを認めたとしても、平成 17 年度収支報告書に添付されるべき航空賃の領収書が添付されておらず、ずさんな処理が行われているからこそ信用できない。
- (3) 春日井市議会政務調査費交付規程（以下「政務調査費規程」という。）第 6 条において、会派の経理責任者は領収書等の証拠書類を整理し、5 年間保管しなければならないと規定していることから、議事課が保有していなくても会派が保管しているはずである。
- (4) 市議会は、会派は実施機関に含まれず、情報公開請求の対象外だと説明しているが、これは間違いであると言わざるを得ない。
- (5) 春日井市議会政務調査費交付条例（以下「政務調査費条例」という。）第 1 条では「春日井市議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として…」と、堂々と議員活動であることを明記している。

- (6) 会派に対して政務調査費を交付することとなっているのは、議員一人一人に支払うよりも便利だから手続上会派に支払うことになっているのであって、何ら情報公開の対象から外れるものではない。
- (7) 議会を構成する会派は、サークル、グループであるといえる。議会における会派の意味を考えた時、この「おける」という言葉は、場所や時を示しているので、会派は議会を構成する者で情報公開の対象であるといえる。
- (8) よって、会派が保有する書類も開示請求の対象である。
- (9) 以上のことから、開示請求に係る公文書を保有していないことは考えられず、文書は存在すると考えられるので、請求文書の開示を求める。

第3 諮問実施機関の説明の要旨

諮問実施機関である市議会の説明を総合すると、本件開示請求に対し公文書不存在により不開示とした理由は、おおむね次のとおりである。

1 政務調査費について

地方自治法第100条第14項及び15項の規定を受け、政務調査費条例を制定し、市議会議員の調査研究に資するための必要な経費の一部を、会派（所属議員が1人の場合も含む。）に対して交付し、各月1日における当該会派の所属議員の数に月額30,000円を乗じて得た額の合計額を毎年度4月に一括して交付することとしている。

又、会派の代表者は、収支報告書を年度終了日（任期が満了する場合は任期満了日の属する月の前月までの収支報告書を同月末日）の翌日から起算して15日以内に議長に提出しなければならないとしている。

さらに、政務調査費の総額から必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合は、当該残余を返還しなければならないことや、議長は、提出された収支報告書について、必要に応じて調査をすることができ、必要な経費以外のものに支出したと認める場合は、収支報告書の訂正及び当該支出に相当する額の返還を求めることができると規定している。

政務調査費条例の施行について必要な事項を定めた政務調査費規程第4条第2項においては、「収支報告書には領収書の写しを添付しなければならない。ただし、議長が特に必要がないと認めるものについては、この限りではない。」と規定している。さらに、第7条では、「この規程に定めるもののほか必要な事項は、議長が定める。」としている。

これを受けて、議長が必要な事項を定めた「春日井市議会政務調査費取扱基準」（以下「取扱基準」という。）があり、この中で旅費については、「旅費条例」及び「旅費規則」に準じた取り扱いとする旨を規定している。

2 旅費条例及び旅費規則について

旅費の請求手続きについて、旅費条例第 12 条では請求書に必要な書類を添えて支出命令者に提出しなければならないと定めており、同条第 4 項で必要な添付書類の種類、記載事項及び様式については、市長が定めることとしており、この規定を受け、旅費規則第 8 条においては、旅費請求書等に添付すべき書類を別表第 1 において規定している。

別表第 1 において、「その支払いを証明するに足る書類」を添付すべきものとして、旅費条例第 15 条に規定する航空賃、同第 16 条ただし書きに規定する車賃、同第 18 条第 2 項に規定する宿泊料及び同第 19 条第 2 項に規定する食卓料としている。

3 本件不開示決定について

政務調査費規程第 4 条第 2 項では、「収支報告書には、領収書の写しを添付しなければならない。」としているが、その施行について必要事項を定めた「取扱基準」において、旅費については、前述のとおり、市の旅費条例及び旅費規則に準じた取り扱いとすることから、航空賃、天災その他やむを得ない事情により一般乗合旅客自動車で旅行できない場合に現に支払った車賃、水路旅行や航空旅行について公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合の宿泊料、船賃若しくは航空賃のほか別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合の食卓料については、領収書を添付すべきとしているが、その他の旅費については領収書等の添付を必要としていない。

このため、政務調査費による国内旅費の支払いに際しては、航空賃、天災その他やむを得ない事情により現に支払った車賃や宿泊料や食卓料については、領収書を収支報告書に添付する必要があるが、その他の旅費については、領収書を添付する必要がないことから、本件対象文書に関しては、保有しておらず存在しない。

異議申立人が口頭意見陳述において指摘した、平成 17 年度収支報告書に係る航空賃の領収書については、会派から取得していないのか、取得後に紛失したのかは定かではないが、現在保有していない。

なお、政務調査費規程第 6 条においては、会派は領収書等の証拠書類を 5 年間保管しなければならないと規定しているため、当該会派に対して、平成 17 年度収支報告書に係る航空賃の領収書写しの再提出を依頼した。しかし、当該会派でも当該航空賃の領収書は保有していないとのことであったため、これを取得できなかった。

4 会派について

会派は、政策等を同じくする議員によって自発的な意思により構成され、自立して活動する任意の団体であり、政策に関する考え方の違いによって、所属する会派を脱会するなど、常時変動するものである。そのため、法令上、議長の統理の下にある組織でなく、議長の指揮又は監督に服する議会の一部とは言えず、会派が保有する文書は公文書には該当しない。

- 5 以上により、異議申立人の言う「平成17年度～平成20年度の収支報告書について、研究研修費及び調査旅費で支出した国内旅費の明細書（内訳書、領収書含む）」は存在しない。よって公文書を保有していないときに該当する。

第4 調査審議の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のとおり調査審議を行った。

- 1 平成22年3月30日 開示決定等の通知をした日
- 2 平成22年5月17日 異議申立てのあった日
- 3 平成22年6月11日 諮問のあった日
- 4 平成22年7月1日 諮問実施機関から意見書を收受
- 5 平成22年7月20日 異議申立人から意見書を收受
- 6 平成22年8月5日 異議申立人口頭意見陳述、諮問実施機関の説明、審議
- 7 平成22年8月31日 審議
- 8 平成22年10月7日 審議、諮問実施機関の説明

第5 審査会の判断の理由

- 1 本件対象文書について

本件開示請求において異議申立人が開示を求めた文書は、開示請求書の記載によれば、「平成17年度から平成20年度の政務調査費の収支報告書において国内旅行費に関する明細書（内訳書領収書含む）」である。

ただし、異議申立人は、本件開示請求に先立って、平成22年2月5日付けで「平成17年度から平成20年度における各会派から提出された政務調査費の収支報告書」の開示請求も行って、これについては、諮問実施機関が、同月19日付けで「平成17年度から平成20年度の政務調査費の収支報告書※自由クラブ、市民連合、公明党の3会派のみ」の一部開示決定をしており、その際、上記各年度の収支報告書のほか、これに添付の明細書、領収書等の開示もなされている。

当審査会が異議申立人に対し、異議申立人の意見陳述の際に、本件開示請求書の対象文書の記載の趣旨について確認したところ、本件開示請求において異議申立人が開示を求めている文書は、上記平成22年2月19日付開示決

定で開示されたものを除く趣旨であるとのことであつた。

なお、諮問実施機関は、本件開示請求に対し全部不開示の決定をしているが、本件異議申立てにおける諮問実施機関の説明の際に諮問実施機関にその趣旨を確認したところ、諮問実施機関としても、異議申立人の開示請求の趣旨が上記のとおりであると理解した上で決定をしたものであるとのことであつた。

したがって、以下においては、平成 17 年度から平成 20 年度の政務調査費の収支報告書に添付された国内旅行費に係る明細書、内訳書又は領収書のうち、平成 22 年 2 月 19 日付開示決定で開示されたもの以外のものに関して、諮問実施機関が全部不開示の決定をしたことの当否を検討する。

2 本件対象文書の存否について

諮問実施機関は、本件対象文書は存在せず、公文書を保有していないときに該当すると説明していることから、以下これについて検討する。

(1) 政務調査費については、政務調査費条例に基づき交付され、その収支については、収支報告書の提出が義務付けられている。さらに、政務調査費規程において、収支報告書には領収書の写しの添付が義務付けられている。

ただし、旅費に関しては、上述の「取扱基準」において、旅費条例及び旅費規程を準用するとしており、航空賃や特段の事情を除く場合以外の旅費については添付を要しない取扱いとなっている。

(2) 本件に関しては、「取扱基準」に従う限り、平成 18 年 1 月に市民連合が沖縄県等に視察旅行に行った件（以下「沖縄等視察旅行」という。）を除けば、領収書の写しの提出は不要の取扱いになっている。

そうすると、「取扱基準」自体の妥当性の問題は別として、文書が真に不存在であるか否かという点に限って考えるならば、領収書提出不要という取扱いになっている以上、各会派からそれらが提出されていないことは特に不自然なことではない。したがって、元々提出を受けていないとする諮問実施機関の説明は、格別不合理なものとはいえないと考えられる。

(3) 他方、沖縄等視察旅行に関しては、「取扱基準」に従っても、領収書の写しが提出されていなければならず、本来不存在ではあってはならないものである。この点について、諮問実施機関の説明では、既に時間の経過により、それがそもそも会派からの提出時に漏れていたのか、提出を受けた後に諮問実施機関において紛失をしたのかも確認ができなくなっているとのことであつた。その後、諮問実施機関において、改めて当該会派に対して当該領収書写しの提出を求めたが、当該会派においても平成 17 年度収支報告書添付書類のうち沖縄等視察旅行の領収書は保有していないとのことで

あったため、これを取得することができなかったとのことである。

- (4) 以上の点も踏まえて、当審査会では、本件対象文書の存在が確認できないか、実際の文書ファイルに当たって調査を行った。

平成17年度から平成20年度の諮問実施機関における文書ファイル一覧によって諮問実施機関が保有するファイル名を確認したところ、政務調査に関するファイルとして19件のファイルの存在が認められ、当該ファイル以外に本件に関連すると思われるファイルの存在は認められなかった。

そして、該当ファイルについて審査会において見分したが、沖縄等視察旅行に係る領収書写しを含め、本件対象文書の存在は確認できなかった。

ただ、ファイル内には、各会派が政務調査費を使った行政調査に伴う視察先自治体の議長に対する依頼やお礼、復命書に関する決裁文書が綴られており、各会派が現地へ赴き調査を実施したということは、ある程度推測できるものとなっていた。

- (5) 当審査会としては、本件対象文書のうち沖縄等視察旅行に係るものを除くものについては、実際に当該文書の存否を調査してもその存在を確認することができず、かつ、当該文書が存在しないとする諮問実施機関の説明についても特段不自然なものとはいえないため、諮問実施機関において物理的に存在しないと判断した。

また、沖縄等視察旅行の件についても、現に文書の存在が確認できないことに加え、この件についてのみ諮問実施機関が領収書を隠匿しなければならない理由も特に見出し難く、また、改めて当該会派に領収書写しの提出を求めても当該会派において保有していないとの回答だったとのことからすると、当審査会としては、当該文書についても、諮問実施機関において物理的に存在しないと判断せざるを得ない。なお、沖縄等視察旅行については、それが実際に举行されたことを直接証する書類は存在しなかったものの、視察先への依頼書は存在しており、また、旅費の額についても、旅程及び人数に照らすと不相当とはいえないものであった。

3 「会派」保有文書の公文書性について

異議申立人は、本件対象文書には、政務調査費条例及び政務調査費規程に基づき会派の代表者から議長に提出された文書だけでなく、その元となっている各会派が保有する文書も含まれると主張していることから、以下これについて検討する。

異議申立人は、上記の主張の理由として、会派は議会を構成する者であると主張し、会派が情報公開条例第2条第1号に定義される実施機関としての議会に含まれるとしている。

しかし、会派は、政策や政治理念を同じくする市議会議員によって構成される任意の独立した団体であり、議案の立案や施策に対する情報収集、意見交換などによって、議会の運営を適切かつ効率的に行う役割を担っている面はあるものの、議長の統理下にあるものではなく、議会の一部若しくは下部組織又は機関であるとは認められないものである。

情報公開条例第2条第2号は、開示請求の対象となる公文書を「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」と定義しているところ、上述のとおり、会派は、実施機関たる議会に含まれるものではないことから、会派が保有する文書は、情報公開条例にいう「公文書」には該当しない。

4 結論

以上のことから、本件対象文書については、上記第1記載の審査会の結論のとおり判断した。

第6 付言

当審査会は、本答申に関連して、次の2点につき意見を述べる。

- 1 政務調査費条例及び政務調査費規程の施行については、上述のとおり議長が取扱基準を定め、その中で、旅費の取扱いにつき、市職員が公務のために旅行する場合に適用される旅費条例及び旅費規程に準じた取扱いとすることとしている。

この取扱基準は、政務調査として行われる旅行の費用についても、市職員の場合と同様の取扱いとしようとするものであるから、一概に妥当性を欠くとはいえないものである。

ただ、市議会議員の政務調査費の使途については市民の関心が高いことに加え、市職員の旅行は職務命令に基づいて行われるものであるのに対し、政務調査としての旅行は、各会派の自主的判断に基づいて行われるという性格の違いがあることをも考え合わせると、歳出の適正に係る情報公開・説明責任の観点からは、諮問実施機関において、収支報告書に添付する領収書写しの取扱いにつき、より市民の理解が得られるものとなるよう再検討されることを期待したい。

- 2 本件開示請求に係る公文書のうち、沖縄等視察旅行の領収書写しについては、政務調査費条例及び政務調査費規程に基づいた適切な審査や適正な文書管理が行われていれば、本来「不存在」という事態は起こり得なかったはずである。

諮問実施機関においては、今後、適正な文書管理を行い、同種事例の再発防止に努められたい。

第7 答申に関与した委員

異相武憲、昇秀樹、堀口久、近藤真、吉岡ミヤ子

答 申 書

第 1 審査会の結論

春日井市長が平成 22 年 7 月 16 日付け 22 春勝第 175 号で不存在を理由に行った公文書不開示決定は、妥当である。

第 2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立人の趣旨

本件異議申立ての趣旨は、春日井市情報公開条例（平成 12 年春日井市条例第 40 号）第 6 条に基づく開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、平成 22 年 7 月 16 日付け 22 春勝第 175 号により春日井市長が行った不開示決定を取り消し、全ての開示を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、異議申立書、意見書及び口頭意見陳述によると、おおむね次のとおりである。

- (1) 春日井市が勝川開発株式会社の株式の 50.1%を取得していることから、勝川開発株式会社は春日井市の支配下にあると言え、同社の情報については広く市民に公開する責務があり、現在の社会ではそれが求められている。
- (2) 市民に奉仕する立場の行政が、勝手に議事録を不要であると判断し、取得しないことは市民への説明責任という点から許されるべきではない。
- (3) 過去 5 年間分の勝川開発株式会社の株主総会議事録を情報提供で入手しており、今回に関して議事録を保有していないという不開示理由は理解できない。
- (4) 株式会社ホテルプラザ勝川の株主総会議事録を親会社である勝川開発株式会社を通して提出させることは当然のことであり、市民に説明するという責任からも積極的に取得すべきである。
- (5) 株式会社ホテルプラザ勝川は勝川開発株式会社の 100%子会社であり、春日井市の支配下にあると言えるから経営内容を議会等に説明している。そういった観点からも株主総会議事録の提出を求めることができないはずはなく、取得しないのは行政の怠慢である。
- (6) 株主総会議事録を取得し、市民に公にすることが不当に市民に混乱を生じさせることはなく、むしろ不開示にした方が市民にとって不利益が多い。
- (7) 春日井市長はマニフェストにおいて「情報公開を促進し、開かれた市政運

営に努めます。」としており、開示することに何ら支障はない。

第3 諮問実施機関の説明の要旨

諮問実施機関の説明を総合すると、本件開示請求に対し公文書不存在により不開示とした理由は、おおむね次のとおりである。

1 勝川開発株式会社について

勝川開発株式会社は、平成8年11月18日に勝川駅周辺の活性化と魅力ある街づくりの推進のために、春日井市及び商工会議所の他、各企業から出資を受けて設立された第三セクターであり、春日井市は勝川開発株式会社の50.1%の株式を取得しており、筆頭株主となっている。また、春日井市長が代表取締役社長、副市長が代表取締役専務となっている。

業務内容としては、ホテルプラザ勝川、ルネックビル、勝川駅北立体駐車場等の不動産賃貸業務、勝川駅前公営施設、勝川駅前地下駐車場、勝川駅南口立体駐車場、コミュニティ住宅の指定管理業務、ルネックビル、勝川駅南口ビル等の施設管理である。

定時株主総会へは毎年出席しており、本年度は6月22日に開催された第14期定時株主総会に市長の委任を受け、まちづくり推進部長が出席している。

また、春日井市は勝川開発株式会社に対し、8億6千万円の出資及び13億1千万円の貸付を行っている。

なお、春日井市は勝川開発株式会社の事業計画書、事業収支予算、貸借対照表及び損益計算書を取得することで経営状況を把握し、地方自治法の規定に基づき、市議会において報告し、市のホームページにも掲載している。

2 株式会社ホテルプラザ勝川について

株式会社ホテルプラザ勝川は、平成11年3月4日に設立されたホテル運営会社で、地権者からホテルの床を賃借してホテル業を営んでいる。

株式会社ホテルプラザ勝川の株式は、勝川開発株式会社が100%取得しており、子会社という位置づけである。

春日井市はホテル棟の2、4、5階を所有しており、それらを公営施設と位置づけている。

また、春日井市は、株式会社ホテルプラザ勝川の経営状況を把握し、市議会の建設委員会で報告を行っている。

3 株主総会議事録について

株式会社は会社法（平成17年法律第86号）第318条第1項において株主総会議事録の作成が義務付けられ、同条第2項で作成した株主総会議事録は、株主総会の日から10年間、本店に備え置かなければならないと規定されている。

また、同条第4項で、株主及び債権者は株式会社の営業時間内は、いつでも株主総会議事録の写し等の閲覧又は謄写の請求をすることができると規定されている。

4 過去の情報提供の経緯について

異議申立人からは、平成17年度、平成19年度及び平成21年度の3回に渡り勝川開発株式会社の株主総会議事録の情報提供依頼があり、平成17年度及び平成19年度については、個人資料として保有していたと思われる第9期及び第10期株主総会議事録を提供し、平成21年度は勝川開発株式会社から第11期から第13期の議事録を取り寄せ、提供していたことを確認している。

5 本件不開示決定について

(1) 勝川開発株式会社の株主総会議事録について

本件開示請求の対象となった株主総会議事録は平成22年6月22日に開催された定時株主総会のものである。この株主総会の議事内容は、平成21年度事業報告を主とするものであり、春日井市は株主として出席をすることで議事内容を把握しており、議事内容からみて株主総会議事録は不要であるため写し等の請求は行っておらず、保有していない。

(2) 株式会社ホテルプラザ勝川の株主総会議事録について

株式会社ホテルプラザ勝川は、第三セクターである勝川開発株式会社の子会社ではあるが、春日井市は会社法第318条第4項に規定された株主及び債権者のいずれでもないことから、総会議事録の写し等の請求ができないため保有していない。

(3) 以上のことから、勝川開発株式会社及び株式会社ホテルプラザ勝川の株主総会議事録については、取得しておらず存在しない。よって公文書を保有していないときに該当する。

第4 調査審議の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のとおり調査審議を行った。

- 1 平成22年7月16日 開示決定等の通知をした日
- 2 平成22年7月29日 異議申立てのあった日
- 3 平成22年8月5日 諮問のあった日
- 4 平成22年9月17日 異議申立ての一部取下げのあった日
- 5 平成22年9月17日 諮問実施機関から意見書を收受
- 6 平成22年10月20日 異議申立人から意見書を收受
- 7 平成22年11月8日 異議申立人の口頭意見陳述、諮問実施機関の説明、審議
- 8 平成22年12月8日 審議

第5 審査会の判断

1 本件対象文書について

異議申立人が、不開示決定を取り消し、開示するよう求めている文書は、平成 22 年度に開催された、勝川開発株式会社及び株式会社ホテルプラザ勝川の株主総会議事録である。

2 公文書不開示決定の妥当性について

- (1) 諮問実施機関は、本件対象文書は存在せず、公文書を保有していないときに該当すると説明している。このため、当審査会では、本件対象文書の存在が確認できないか、実際の文書ファイルに当たって調査を行った。

本件対象文書は、平成 22 年度開催の株主総会議事録であるが、異議申立人は、過去 5 年間分の勝川開発株式会社の株主総会議事録を諮問実施機関から取得していたとのことであるため、平成 17 年度から平成 22 年度の諮問実施機関における文書ファイル一覧によって諮問実施機関が保有するファイル名を確認した。

その結果、勝川開発株式会社及び株式会社ホテルプラザ勝川に関するファイルとして 9 件のファイルの存在が認められ、当該ファイル以外に本件に関連すると思われるファイルの存在は認められなかった。

そして、該当ファイルを審査会において見分したが、本件対象文書の存在は確認できなかった。

- (2) 本件対象文書が不存在である理由については、諮問実施機関は、そもそもこれらを取得していないからであると説明し、取得していない理由については、前記第 3（諮問実施機関の説明の要旨）第 5 項記載のとおり説明している。

このうち、株式会社ホテルプラザ勝川については、春日井市は、同社の株主でも債権者でもなく、同社の親会社の株主に過ぎないため、株主総会議事録の謄写請求をしようとした場合、裁判所の許可を得てこれを行う必要があることからすれば、株主総会議事録の写しを取得していないとする諮問実施機関の説明もあながち不自然とはいえない。

他方、勝川開発株式会社の株主総会議事録については、法的には株主たる春日井市には当然に謄写請求権があるものである。これを行使していない理由については、諮問実施機関は、「議事内容からみて株主総会議事録は不要であるため」と説明しているが、この点について諮問実施機関にさらに詳しい説明を求めたところ、当該株主総会においては、株主からの質疑がなく、議

案全てが承認されて議事が終了したことから、株主総会招集通知以外に議事録を取得しておくべき必要性がないためとのことであった。

勝川開発株式会社に関しては、諮問実施機関は、平成21年度の貸借対照表及び損益計算書並びに平成22年度の事業計画書を取得している。そうすると、株主総会の議事内容が上記のとおりであるならば、株主総会議事録の写しを取得したとしても、既に取得している上記各書類から得られる情報以上に特に有意の情報が得られるものでもないと考えられる。

この点に照らせば、諮問実施機関が株主総会議事録の写しを取得していないとしても、そのことが格別妥当性を欠くとはいえず、同社の議事録写しを取得していないとする諮問実施機関の説明についても、不合理なものとはいえないと考えられる。ただし、「ホテルプラザ勝川」の経営状況については市民の関心が高いことを考慮すれば、容易に株主総会議事録の閲覧請求ができる勝川開発株式会社については、特記すべき議事があったか否かにかかわらず毎期謄写請求する取扱いにすることも妥当性を欠くものではないと考えられる。少なくとも、諮問実施機関の職員が当該株主総会に出席しているのであるから、特記すべきことのない株主総会であったことを後日確認できるようにするためにも、何らかの記録は残しておくべきであろう。

その他、本件対象文書を取得していないとする諮問実施機関の説明が事実と相違していると考えられるべき理由は、特に見当たらない。

- (3) よって、本件対象文書は、諮問実施機関において物理的に存在しないものと考えられる。

3 結論

以上のことから、本件対象文書については、上記第1記載の審査会の結論のとおり判断した。

第6 答申に関与した委員

異相武憲、昇秀樹、堀口久、近藤真、吉岡ミヤ子

答 申 書

第 1 審査会の結論

春日井市教育委員会（以下「市教委」という。）が平成 22 年 7 月 2 日付け 22 春教総第 119-3 号で不存在を理由に行った公文書不開示決定は、結論において妥当である。

第 2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、春日井市情報公開条例（平成 12 年春日井市条例第 40 号。以下「条例」という。）第 6 条に基づく開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、平成 22 年 7 月 2 日付け 22 春教総第 119-3 号により市教委が行った不開示決定を取り消し、全ての開示を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、異議申立書及び意見書によると、おおむね次のとおりである。

- (1) 市教委は、「春日井市教育委員会情報公開条例施行規則（平成 13 年教育委員会規則第 1 号。以下「市教委施行規則」という。）を定め、「条例の規定に基づく市教委が管理する公文書の開示等については、春日井市情報公開条例施行規則（平成 12 年春日井市規則第 46 号。以下「施行規則」という。）の例による。」とし、施行規則を追認している。そのため、条例及び施行規則に定める情報公開に係る事務の取り扱いについて必要な事項を定めた「春日井市情報公開事務取扱要領（以下「取扱要領」という。）」についても追認し事務を行うものとする。したがって、取扱要領にあるように、市長部局以外の実施機関である市教委は、開示決定等の決裁について「当該実施機関の定め」を保有しているとする。
- (2) 教育委員会の権限は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「地教行法」という。）第 23 条に定められ、同法第 26 条第 1 項において、「教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。」と定めている。それに基づき、市教委は「教育長に対する事務委任規則（昭和 31 年教育委員会

規則第3号。以下「事務委任規則」という。)を定め、同規則第1条に「教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。」として、12項目を列挙しているが、その中に情報公開に関する事項は含まれていない。つまり、情報公開請求に関する件は、教育委員会の権限に属する事務ではなく教育長に委任された事務であり、事務を委任された教育長は取扱要領に則り、「当該実施機関の定め」を作成しなければならないし、作成したものと考えられる。

- (3) 市教委の不開示理由説明書には、「情報公開に関する決定等（情報提供を含む。）に関して専決に関する規定を定めていない。したがって、全ての文書について教育委員会において開示決定等を行っている。」とあるが、自ら定めた「事務委任規則」を否定するものである。
- (4) 事務委任規則第2条には、「教育長は前条の規定にかかわらず、委任された事務について重要かつ異例の生じたときは、これを教育委員会にはかるものとする。」と定めている。情報公開請求に関する件は教育長に委任された事務であり、「当該実施機関の定め」にしたがって事務処理され、「重要かつ異例の生じた」場合に教育委員会会議に諮ればよいのである。仮に情報公開請求を重要案件として処理するか否かの裁量権を市教委に認めるとしても、そもそも重要案件に該当するものなどほとんどない。市教委は他の実施機関の対応や周辺自治体の教育委員会等の対応を真摯に見るべきである。「情報公開関係案件は重要案件」という市教委の姿勢により、開示請求者は結果的に不当な「期間延長」ばかりを経験させられてきたのである。
- (5) 地教行法第25条は、事務処理の法令準拠について定めている。当然、「実施機関の定め」が必要不可欠である。法治国家下の自治体に「定め」がないなどということは考えられない。
- (6) 市教委が、「情報公開に関する件は、教育委員会の権限である」と主張したければ事務委任規則を改正するべきであった。
- (7) 情報提供については、条例第22条で「施策の充実」が定められ、春日井市は、「情報提供の推進に関する指針（以下、「指針」という。）」を公表しているところである。指針に従えば、いくら条例制定前文書にしても、例えば市教委の「会議録」は情報提供されてしかるべきである。しかし、市教委は一切応じようとしなない。条例や指針を無視する市教委は、独自に情報提供に関する規定を定めているものと考えられる。
- (8) 以上のことから、本件請求文書は、法的にも実務的にも作成されなければならないものであり、市教委が保有していると考え、開示を求める。

第3 諮問実施機関の説明の要旨

諮問実施機関の説明を総合すると、本件開示請求に対し公文書不存在により不開示とした理由は、おおむね次のとおりである。

- 1 市教委は、市教委施行規則を定め、「条例の規定に基づく市教委が管理する公文書の開示等については、施行規則の例による」としている。
- 2 取扱要領では、「特に重要又は重要であると認められる事項を除き、開示請求に係る公文書を所管する部等の長の専決とし、その他の実施機関にあっては、当該実施機関の定めによるものとする。」と規定しており、市長部局にあっては、本来開示決定は市長の権限であるが、特に重要又は重要である事項を除き、その権限を部長等に委譲すると規定されている。しかし、市教委では情報公開請求に関する開示決定等（情報提供を含む。）に関して専決に関する規定を定めていない。
- 3 したがって、全ての文書について教育委員会において開示決定等を行っている。
- 4 以上のことから、市教委においては、開示決定等に関する専決の規定を定めていないため、開示請求文書については「不存在」であり、条例第11条第2項括弧書きの「公文書を保有していないとき」に該当する。

第4 調査審議の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のとおり調査審議を行った。

- 1 平成22年7月2日 開示決定等の通知をした日
- 2 平成22年7月4日 異議申立てのあった日
- 3 平成22年7月28日 諮問のあった日
- 4 平成22年8月24日 諮問実施機関から意見書を收受
- 5 平成22年9月2日 異議申立人から意見書を收受
- 6 平成22年10月7日 諮問実施機関の説明、審議
- 7 平成22年11月11日 審議
- 8 平成22年11月26日 諮問実施機関から意見書を收受
- 9 平成22年12月8日 審議
- 10 平成23年2月10日 審議

第5 審査会の判断

- 1 本件対象文書について

異議申立人が、不開示決定を取り消し、開示するよう求めている文書は、

- ①諮問実施機関が、公文書開示決定等に関する事務について、取扱要領「第

5」の第4項(1)にいう「当該実施機関の定め」として規定している「定め」に関する全文書(以下「本件対象文書1」という。)、及び、②諮問実施機関の「情報提供」に関する手続関係規程、決裁規程等の全文書(以下「本件対象文書2」という。)である。

2 本件対象文書1について

(1) 諮問実施機関は、不開示理由説明書において、取扱要領「第5 開示決定等に関する事務」の第4項(1)には、「……その他の実施機関にあっては、当該実施機関の定めによるものとする。」と規定されているものの、諮問実施機関においては、ここでいう「定め」に相当するものを規定しておらず、公文書開示決定等については、全て本来の権限者である教育委員会において行っているため、文書は不存在であると説明している。

(2) 諮問実施機関の不開示理由説明書における説明は上記のとおりであったが、当審査会では、春日井市教育委員会処務規程(平成10年教育委員会訓令第1号。以下「処務規程」という。)及び春日井市決裁規程(昭和36年春日井市訓令第8号。以下「決裁規程」という。)に着目した。

処務規程第4条には、教育長の専決事項についての定めがあり、教育長の専決事項は、決裁規程第6条の例によるとされている。

決裁規程第6条には、副市長の専決が規定され、同条第1号には、「別表第1に定める副市長の決裁区分に属する事項に関する事」とある。別表第1の「2 庶務関係」の表中には、公文書の開示決定等の決裁区分についての記載があり、重要なものについては副市長の専決区分であるとされている。

同様に教育部長についても処務規程第5条で決裁規程の例によるとしている。したがって、公文書の開示決定等の決裁において、軽易なものは教育部長の専決区分であると言える。

以上の点から、処務規程は、諮問実施機関の「当該実施機関の定め」に該当すると考えられる。

(3) このことから、当審査会は、諮問実施機関に対し、処務規程第4条及び第5条の解釈、処務規程が「当該実施機関の定め」に該当しないと考えるのであればその理由及び春日井市教育委員会情報公開事務取扱要領(平成22年11月1日施行。以下「市教委取扱要領」という。)と処務規程との関係について意見を求めた。

これに対する諮問実施機関の回答は、次のとおりであった。

ア 処務規程第4条及び第5条の解釈について、(この規程が諮問実施機関にも適用されるとした場合には)教育長等の専決処分の分類が決裁規

程によることとなることに異論はない。

イ 市長部局において、情報公開制度創設時、当分の間、全ての開示請求について市長決裁とするとの決定がなされ、教育委員会事務局でも、教育委員会で意思決定することとしたが、この決定事項については文書等で明確にしていなかった。教育委員会で開示等の決定を行うことを明文化した文書なしで本来の決裁規程を適用せず例外的に行っている行為であり、処務規程の適用はできないと解するため、処務規程は当該実施機関の定めには該当しないと判断する。

ウ 現在、市長部局では決裁規程に基づき処理をしているため教育委員会においても教育長の専決事項に戻すこととし、それを文書で明確にするため市教委取扱要領を定めた。

エ 市長部局は、公文書の開示決定等について決裁規程でその決裁区分を定めているが、取扱要領においてもその内容を規定している。教育委員会では、処務規程により公文書の開示に関する専決規定があるが、現時点で、処務規程に基づき事務処理を行うことは不相当と判断し、市教委取扱要領を定めた。

(4) 諮問実施機関の説明は上記のとおりであるが、上記の説明よっても、処務規程は「当該実施機関の定め」に該当するものであることには変わりがないものと解され、ただ、当面その適用を排除することを諮問実施機関（教育委員会）において決定していることになると考えられる。

したがって、本件対象文書1については、(a)処務規程と(b)その適用を排除する教育委員会の決定に係る文書（教育委員会で全ての開示決定等を行うことを決定した文書）とがこれに該当することになると解される。

3 本件対象文書2について

本件対象文書2についても、諮問実施機関は、専決に関する規定を定めていないため不存在であると説明している。

たしかに、上述のとおり、諮問実施機関においては、情報公開請求に関する開示決定等についても、専決に関する規定を適用せず、全件教育委員会自身で意思決定するものとしていることからすると、諮問実施機関自身において、情報提供に関し、専決や手続きについての規定を定めていないとしても、特段不自然なものではないと解される。少なくとも春日井市の例規集の中には、これに該当する規程等は見当たらない。

ただ、春日井市の行う「情報提供」については、異議申立人の主張（第2の第2項(7)）にもあるとおり、「指針」が定められており、情報提供の基本原則、情報提供すべき事項、情報提供の方法等が定められている。これも広

い意味では、開示請求書にいう「『情報提供』に関する、手続き関係規程・決裁規程等々、すべての文書」に含まれると解することができる。

したがって、当審査会としては、本件対象文書2として、この「指針」が存在すると判断した。

4 公文書不開示決定の妥当性について

そこで、当審査会は、本件対象文書を「処務規程」「教育委員会で全ての開示決定等を行うことを決定した文書」及び「指針」と特定した上で、以下、本件不開示決定の妥当性について検討する。

(1) 処務規程について

処務規程については、春日井市教育委員会公告式規則（昭和58年教育委員会規則第1号）に基づき公布され、春日井市例規集中に収録されている（第4巻第14類）。また、行政刊行物として市情報コーナーで閲覧できるようにされているとともに、写しの供与も実施しており、なおかつ、春日井市のホームページにおいても閲覧が可能である。

公文書開示請求の対象となる「公文書」の範囲については、条例第2条第2号において定められ、同号ただし書で開示請求の対象となる公文書から除外されるものを定めている。しかるに、同号アにおいては、「市の図書館その他これに類する施設等において、市民の利用に供することを目的として管理されているもの」と定めている。これは、一般の利用に供することを目的として保有しているもの等については、市民がその内容を容易に知り得るものであることから、開示請求の対象とする必要はなく、公文書から除外するものである。

上述のとおり、処務規程については、春日井市例規集に登載されて市の図書館に備え置かれており、また、行政刊行物として市情報コーナーで閲覧・謄写が可能である。これらの点から、処務規程については、条例第2条第2号アにいう「市の図書館その他これに類する施設等において、市民の利用に供することを目的として管理されているもの」に該当するものと解される。

したがって、処務規程は、条例による公文書開示請求の対象である「公文書」からは外れる文書であると解され、その意味で公文書は不存在であることになるから、諮問実施機関が文書不存在を理由として不開示決定をしたことは、妥当であるといわざるを得ない。

(2) 教育委員会で全ての開示決定等を行うと決定した文書（以下「委員会決定文書」という。）について

諮問実施機関は、情報公開制度創設時に市長部局が当分の間、市長決裁

にすることになり、開示請求に対する全ての決定を教育委員会で行うこととしたと説明し、ただ、その決定事項を文書として作成していないため、委員会決定文書については存在しないとしている。

諮問実施機関における公文書開示請求への対応の実情を確認したところ、実際に、諮問実施機関は、処務規程の専決に係る規定を適用することなく、全ての開示請求を教育委員会に諮っていることが確認された。このため、特例的なことであるはずの開示決定等の期限の延長がほぼ例外なく行われていた。このことからすると、処務規程を適用せず、開示請求に対する全ての決定を教育委員会で行う旨の意思決定がなされていることは、十分に推認できるところである。

しかし、これが、処務規程という明文の規定の適用を排除するものであり、かつ、開示決定等の慢性的な遅延をもたらすという弊害も生むものであることからすれば、こうした重要な決定は、本来、文書の形式で存在しなければならぬものであったと考えられる。

とはいえ、上記の決定については、それがなされた時期も明確でなく、そもそも明示的になされたものか黙示的になされたものかも定かでないという状況にあって、当審査会としては当該決定に係る文書の存否を確認する術がない。このため、諮問実施機関が文書不存在であると説明する以上、それを前提として判断せざるを得ない。

よって、委員会決定文書については、諮問実施機関が文書不存在を理由として不開示決定をしたことは、妥当であることとなる。

(3) 「指針」について

「指針」についても、処務規程と同様、市情報コーナーで閲覧でき、写しの供与を実施しており、条例による公文書開示請求の対象である「公文書」からは外れる文書であると解されることから、諮問実施機関が文書不存在を理由として不開示決定をしたことは、妥当であると考えられる。

5 結論

以上のことから、諮問実施機関が本件不開示決定において示した不開示理由は不適當であるものの、本件対象文書については、条例による開示請求の対象となる「公文書」に該当しないものであるか、又は、物理的に存在しないと判断せざるを得ないものであることから、不開示とした結論自体は妥当であると判断した。

第6 答申に関与した委員

異相武憲、昇秀樹、堀口久、近藤真、吉岡ミヤ子

答 申 書

第 1 審査会の結論

春日井市教育委員会（以下「市教委」という。）が平成 22 年 9 月 10 日付け 22 春教学第 871-2 号で行った公文書不開示決定は、妥当である。

第 2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、春日井市情報公開条例（平成 12 年春日井市条例第 40 号。以下「条例」という。）第 6 条に基づく開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、平成 22 年 9 月 10 日付け 22 春教学第 871-2 号により市教委が行った不開示決定を取り消し、平成 22 年 12 月 17 日に異議申立ての一部を取下げたものを除き、全ての開示を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、異議申立書及び意見書によると、おおむね次のとおりである。

- (1) 市教委は、愛知県人事委員会（以下「県人事委」という。）に持参した文書について、条例附則第 2 項に該当するとして、不開示決定を行った。
- (2) 条例附則第 2 項は、「この条例の規定（次項及び附則第 4 項の規定を除く。）は、平成 13 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）以後に、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した公文書に適用する。」と規定している。
- (3) 本件開示請求文書の中心部分は、平成 11 年 10 月定例教育委員会の会議録であり、条例施行日前に作成された文書ではあるが、条例附則第 3 項は「実施機関は、施行日前に実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した公文書について開示の申出があったときは、これに応ずるように努めるものとする。」と定めている。
- (4) 春日井市情報公開条例解釈運用基準（以下「解釈運用基準」という。）によれば、附則第 3 項は、この条例の施行日前に実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した公文書について開示の申出があったときは、支障のない限り誠実に開示の申出に応ずるよう努めるものとする実施機関の努力義務を定めたものであり、開示・不開示の判断その他事務手続は、義務的開示に準じて行うこととなるものである。
- (5) 市教委は、「当該文書が平成 13 年以前に作成された平成 11 年 10 月定例会

議録であり、公文書開示請求の対象にならないため」と主張しているが、私が平成14年4月18日付で「1995年度～2000年度の市教育委員会会議録(条例施行前の会議録)」の任意的開示申出をした際、市教委は「条例第7条7号」を根拠規定として不開示とした。

この判断自体了解できるものではないが、現在のように条例施行前の文書であるため対象外などという、条例・運用基準を否定する姿勢は取っていなかった。なぜ、このような条例等に則った、本来あるべき姿勢を改悪するのか、市教委に釈明を求めたい。

- (6) 春日井市公平委員会、同農業委員会等他の実施機関は、条例附則第3項及び解釈運用基準を遵守し、条例施行前の会議録を開示してきたが、市教委だけが、かたくなに開示を拒否している。市教委が独立した実施機関であるとしても、情報公開条例や解釈運用基準等の他実施機関との統一的理解・運用に配慮すべきである。
- (7) 条例附則第3項の規定について、市教委は、任意的開示申出に関する規定であると主張するものとも考えられるが、これまで、市教委が任意的開示請求に一切応じなかったこと、また、私の努力義務規定を無視するのかという質問を無視し続けてきたことを付け加えておく。
- (8) 教育委員会の会議録は、市議会会議録と同レベルのものであり(つまり、民主主義社会においては、常に市民に開かれているべき会議の記録)、それを条例施行前の文書ゆえに一切不開示(つまり、内容的な開示・不開示の判断を拒否)などという姿勢は容認できない。
- (9) 平成11年10月定例教育委員会の会議録の表紙部分を除きほとんど全てが不開示とされているが、不開示にされなければならない理由が理解できない。例えば、会議の冒頭、鬼頭委員長は「それでは、始めに事務局報告からお願いいたします。」と述べている。事務局報告を隠さなければならないわけがあるのか、はなはだ疑問である。
- (10) 以上、本件開示請求文書は、条例附則第2項により不開示とされる文書ではなく、開示されるべき文書である。

第3 諮問実施機関の説明の要旨

諮問実施機関の説明を総合すると、本件開示請求を不開示とした理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件対象文書の開示請求の経緯について

異議申立人は、本件異議申立てに係る開示請求に先立ち、平成22年5月6日付けで「県人事委で審理が続いている「平成12年不第1号事案」に関し、

市教委が県人事委、あるいは愛知県教育委員会（以下「県教委」という。）に提出した市教委の平成 11 年 10 月定例教育委員会会議録。」の開示請求をし、同年 6 月 21 日付けで全部開示の決定を受けている。

開示決定した文書は、平成 11 年 10 月定例教育委員会の会議録のうち、委員長による委員会開催に関する発言内容、議事及び報告事項の終了に関する発言内容を除き委員の発言内容を黒塗りして県人事委に提出したものである。

その後、異議申立人は同年 7 月 29 日付けで、上記の全部開示決定を受けた文書を除き「県人事委において審理が続いている「平成 12 年不第 1 号事案」に関し、市教委が県人事委に持参した全ての文書（提出した文書、提示した後持ち帰った文書等全て）」の開示請求を行ったものである。

2 「平成 12 年不第 1 号事案」について

「平成 12 年不第 1 号事案」は、県教委が春日井市立中学校教職員に対して行った地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 2 号による懲戒処分に対して、当該教職員が平成 11 年 12 月 10 日付けで、県人事委に対して行った地方公務員法第 49 条の 2 の規定に基づく不服申立て事案である。

本件不服申立て事案については、その後、当該教職員が懲戒処分の取消を求める訴訟を提起したため、審理が一時中断されたが、平成 16 年 6 月 24 日に最高裁で請求を棄却する判決が確定後、平成 21 年に県人事委での審理が再開されたものである。

3 本件不開示決定について

本件開示請求の対象となる公文書については、平成 22 年 1 月 26 日に県人事委に持参した、平成 11 年 10 月に開催された定例教育委員会の会議録であるが、当該文書は施行日以前に作成された会議録であり、条例附則第 2 項に該当し、公文書開示請求の対象とならないため不開示決定をしたものである。

第 4 調査審議の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のとおり調査審議を行った。

- 1 平成22年 9 月10日 開示決定等の通知をした日
- 2 平成22年 9 月28日 異議申立てのあった日
- 3 平成22年10月29日 諮問のあった日
- 4 平成22年11月30日 諮問実施機関から意見書を收受
- 5 平成22年12月17日 異議申立人から意見書を收受
- 6 平成22年12月17日 異議申立ての一部取下げのあった日
- 7 平成23年 1 月13日 諮問実施機関の説明、審議
- 8 平成22年 2 月10日 審議

第5 審査会の判断

1 本件対象文書について

異議申立人が、不開示決定を取り消し、開示するよう求めている文書は、開示請求書の記載によれば「県人事委において審理が続いている「平成12年不第1号事案」に関し、市教委が県人事委に持参した全ての文書(提出した文書、提示した後に持ち帰った文書等全て)」である。

上記事件は、事件番号が示すとおり平成12年に不服申立てがなされたものであり、不服申立てから10年余りが経過していることになるが、諮問実施機関の説明によれば、県人事委に文書を持参したのは、平成22年1月26日の一度のみであるとのことである。その際に諮問実施機関が県人事委に「提出した文書」については、前記第3(諮問実施機関の説明の要旨)第1項記載のとおり、異議申立人は、本件開示請求に先立ち平成22年5月6日付けで開示請求を行い、諮問実施機関が全部開示決定をしている。このことに照らすと、本件の開示請求については、上記文書は対象に含まない趣旨と解される。

諮問実施機関は、本件異議申立てにおける説明の際に、本件開示請求に係る公文書については、県人事委での不服申立て事案の審理再開後に、市教委が県人事委に持参した文書(平成11年10月に開催された定例教育委員会の会議録。上記「提出した文書」の原本)を対象文書として特定したと述べており、不開示理由の説明も専ら当該文書が開示請求の対象文書であることを前提になされている。そして、この点に関して、異議申立人から特段の異論はなく、むしろ異議申立ての理由からは、異議申立人自身も専ら当該文書を対象文書として開示請求及び異議申立てを行っているものと理解される。

したがって、本件においては、平成22年1月26日に諮問実施機関が県人事委に持参し持ち帰った、平成11年10月に開催された定例教育委員会の会議録を対象文書として、諮問実施機関がこれについて不開示の決定をしたことの当否を検討する。

2 公文書不開示決定の妥当性について

- (1) 条例附則第2項は、「この条例の規定は、施行日以後に、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した公文書について適用する」とし、この条例が適用される公文書の範囲を定めている。

本件対象文書は、平成11年10月に開催された定例教育委員会の会議録であり、その後間もない時期に作成されたものである。したがって、条例施行日前に作成された公文書に当たり、条例の適用範囲外であると言える。

(2) よって、諮問実施機関が本件対象文書について、条例施行日前の文書であることを理由として不開示決定をしたことは、妥当である。

3 結論

以上のことから、本件対象文書については、上記第1記載の審査会の結論のとおり判断した。

第6 付言

当審査会は本答申に関連して次のとおり意見を述べる。

諮問実施機関は不開示理由説明において、本件不開示決定とは別に、条例施行日前に諮問実施機関が作成又は取得した公文書(以下「施行日前公文書」という。)に対する任意的開示申出に対して、教育委員会において全て開示しないこととする決定をしていると述べている。

条例附則第2項は、本条例が適用される公文書の範囲を定めたものであるが、施行日以前に取得又は作成された文書に関する情報開示を一切否定するという趣旨のものではない。このことは、条例附則第3項に、「施行日前に実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した公文書について開示の申出があったときは、これに応ずるよう努めるものとする」と規定されていることから明らかである。この条例附則第3項については、解釈運用基準において、「開示の申出があったときは、支障のない限り誠実に開示の申出に応ずるよう努めるものとする実施機関の努力義務を定めたものであり、開示・不開示の判断その他事務手続は、義務的開示に準じて行うこととなるものである」とされている。現に、教育委員会を除く他の実施機関においては、開示の申出に対して、上記解釈運用基準に従った運用がなされている。

このことからすると、諮問実施機関が保有する施行日前公文書について、一律に不開示とする教育委員会の決定は、当市の条例の趣旨を逸脱した運用であり、当審査会として看過することはできない。諮問実施機関は、そのような運用を改め、任意的開示申出については、施行日前公文書を一律に不開示とすることなく、解釈運用基準にあるように義務的開示基準に照らして、開示・不開示の決定を行うべきである。

また、条例第22条は「実施機関は、市政に関する情報を適時に、かつ、適切な方法で市民に明らかにするよう、情報提供に関する施策の充実に努めるものとする」とあり、情報公開の総合的推進を図るため、積極的な情報提供に努めることを定めている。さらに、春日井市情報提供の推進に関する指針(以下「指針」という。)においても、情報提供すべき事項として、「開示請求の頻度の高い事項」や「教育その他市民生活に密接な関係がある事項」を掲げている。諮問実施機関

は、これら条例の規定及び指針に従い、積極的な情報提供を行うべきである。

第7 答申に関与した委員

異相武憲、昇秀樹、堀口久、近藤真、吉岡ミヤ子

平成 22 年度情報公開・個人情報保護制度施行状況報告書

平成 23 年 6 月発行

発行 春日井市総務部総務課
問い合わせ 〒486-8686
春日井市鳥居松町5丁目44番地
春日井市総務部総務課情報公開担当
電話番号 (0568) 85-6129
Eメール somu@city.kasugai.lg.jp



ISO 14001 認証取得

「環境にやさしい自治体 春日井市」